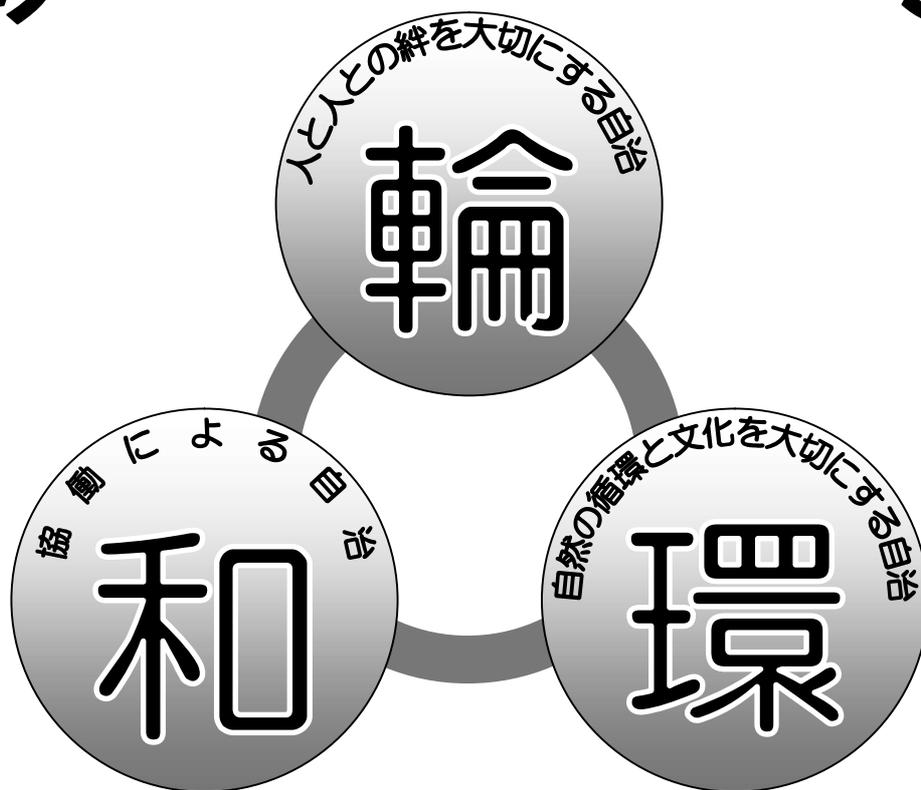


厚木市自治基本条例逐条解説

まちづくりの主人公になろう



協働安全部 市民協働推進課

厚木市自治基本条例逐条解说

目次

I 厚木市自治基本条例制定の意義

1 自治基本条例とは	2
2 自治基本条例が必要な理由	2
3 自治基本条例制定による効果	3

II 厚木市自治基本条例

厚木市自治基本条例	6
-----------	---

III 厚木市自治基本条例の解釈

前文	14
第1章 総則	
第1条 目的	17
第2条 自治基本条例の位置付け	18
第3条 定義	20
第2章 自治の基本理念	
第4条 自治の基本理念	24
第3章 自治の基本原則	
第5条 自治の基本原則	26
第4章 市民	
第6条 市民の権利	28
第7条 市民の責務	29
第8条 子どもの権利、責務等	31
第9条 事業者の権利及び責務	34
第5章 議会及び議員	
第10条 議会の役割及び責務	35
第11条 議員の役割及び責務	37
第6章 市長、市長等及び市職員	
第12条 市長の役割及び責務	38
第13条 市長等の役割及び責務	39
第14条 市職員の役割及び責務	41
第7章 行政運営	
第15条 行政運営の基本事項	43
第16条 総合計画	44
第17条 組織等	46
第18条 行政評価	47
第19条 財政運営	49
第20条 危機管理	50
第21条 情報の公開等	51
第22条 個人情報保護	52
第23条 法令遵守	53

第24条	法令の解釈等	54
第25条	行政手続	56
第26条	市民からの要望等への対処	58
第27条	行政処分等に対する不服への対処	59
第8章 参加及び協働の推進		
第28条	政策等に対する意見等	60
第29条	条例等の制定等への市民参加	61
第30条	事業の実施に係る市民参加	63
第31条	審議会等の運営	64
第32条	コミュニティ団体に対する市民等の責務	66
第33条	コミュニティ団体との協働	67
第34条	地区市民自治推進組織	68
第35条	市民の課題解決に対する意識の高揚等	70
第36条	住民投票	71
第9章 広域連携及び交流		
第37条	広域連携及び交流	72
第10章 自治基本条例推進委員会		
第38条	自治基本条例推進委員会	75
第11章 自治基本条例の見直し		
第39条	自治基本条例の見直し	76
第12章 自治基本条例の改正		
第40条	自治基本条例の改正	77
附則		78

※ 本逐条解説書における用字の表記について

逐条解説書中の漢字使用は、公用文における漢字使用等について（昭和56年事務次官等会議申合せ）に基づいておりましたが、厚木市自治基本条例の規定と解説文とで漢字の使用に違いがあります。

これは、厚木市自治基本条例が平成22年9月市議会定例会に議案として提案したため、規定中の漢字使用は当時の常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）に基づいていますが、解説文中の漢字使用は現行の常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）に基づいていることによるものです。

I 厚木市自治基本条例制定の意義

1 自治基本条例とは

自治基本条例は、厚木市の特色をいかしたまちづくりを行うためのルールとして、厚木市の自治を推進する上で「最も尊重すべき条例」として位置付けられるものです。

この条例は、厚木市における自治の基本理念（自治を進めるための基本的な考え・方向性）及び基本原則（自治を進めるための基本的なルール）並びに市民、議会及び市長等の役割、責務等を明らかにするとともに、まちづくりへの市民参加及び協働に関する基本的な事項を定めています。

2 自治基本条例が必要な理由（背景）

(1) 地方分権の進展

平成12年4月の「地方分権一括法」の施行により、地方自治法を始め475の法律が一部改正又は廃止され、国と市町村とは、対等・協力の関係となり、これまで国の通達などに従っていた仕事が、市町村の自らの判断と責任において行えることとなりました。

このように、地方分権の進展により、市町村は自己決定、自己責任の下、それぞれの地域の特色をいかしたまちづくりが行えるようになりました。（団体自治の進展）

この地方分権による団体自治の進展に伴い、地方自治の本旨である団体自治と住民自治の両立した行政を実現するためには、もう一方の核である住民自治の進展が不可欠であることから、市は、自己決定と自己責任の下、市民の市政への参加を拡充し、市民と市（行政）との関係を見直すことが必要となってきています。（住民自治の拡充）

(2) 社会環境の変化

戦後の日本の成長を支え、社会基盤整備の進展や市民の生活水準の向上に貢献してきた高度経済成長が終わり、バブル経済の崩壊後、今日まで景気の低迷が続いています。

これは、我が国の社会、経済が成熟し、低成長時代へと移行したことを示していると考えられています。

また、急速な少子・高齢化の進行などにより社会環境が変化する中、市民ニーズやライフスタイルも多様化、個別化が進み、地域における人と人との関係の希薄化についても指摘されています。

こうした状況が自治体によるまちづくりにも大きな影響を及ぼすことが懸念されており、低成長時代の少子・高齢社会にふさわしいまちづくりの在り方へと転換が求められています。

(3) 市民意識の高まり

このように社会環境が変化する中、地域には市民に身近な課題も多く、「地域の課題を自分たちで解決しよう」という、市民意識の高まりがあり、自治会を始めNPOやボランティアなどの様々なコミュニティ団体による自主的・自発的な活動が行われるようになってきました。

こうした市民の自主的・自発的な活動なくしては対応が難しい課題に取り組むためには、市民と行政がそれぞれの責任を確認し、行政が担うべき役割と市民自らが担う役割を適切に分担し、協力し合う「協働」が欠かせません。

3 自治基本条例制定による効果

(1) 自治体運営のルールの特明確化

これからの自治体運営は、自治体としての厚木市の自己決定、自己責任の下、市民を主体とした地方分権の時代にふさわしいまちづくりが進められなければなりません。

そのためには、市民自治を進めるための基本的なルールづくりが最も重要であり、「自治の主体は市民であること」などを明確にするなど、まちづくりへの市民参加と協働を進めるための基本的な事項を、自治体運営のルールとして定める必要があります。

また、まちづくりへの市民参加と協働を進めるためには、情報公開、情報共有といったことも、市民自治の大切なルールの一つになります。

こうした自治体運営のルールを自治基本条例として明らかにすることで、市民や行政など、まちづくりに関わる全ての人があるルールを共有することができ、市民が主体となった自治を確実に進めていくことができます。

(2) 協働の推進

市内では、防犯や美化などの地域の課題解決のため、様々な自主的・自発的な市民による活動が行われています。中でも、自治会は、地域の日常生活に密接に関わる多くの課題を自ら処理するなど、重要な役割を担い、将来的にもその活力はまちづくりを支えるためになくしてはならないものです。

今後、こうした市民活動に支えられた協働によるまちづくりは、ますます重要なものとなってきます。

自治基本条例で、協働を進めるための前提となる市民と行政との役割分担を始め、協働を進めるための基本的な考え方やルールなどを定めることにより、協働をより確実に進めていくことができるようになります。

(3) 新たな厚木市の創造

厚木市が自己決定、自己責任の下、地域の実情に合ったまちづくりを行っていく上で、市民の意思に基づいた市民自治を進めるためには、厚木市の「自己決定」に地域の実情を一番良く知っている市民の意見をいかすための市民参加が欠かせません。

まちづくりへの市民参加と協働を進めるための基本的な考え方やルールなどを自治基本条例に定め、まちづくりに関わる全てのものであることが共有することにより、まちづくりへの市民参加や協働が今まで以上に進み、より多くの市民の知識や経験をまちづくりにいかすことができるようになり、市民自身が地域の公共的な課題の解決に向けて自主的に取り組んでいく、新たな厚木市の創造へとつながります。

(4) 個性あるまちづくり

厚木市は、おおやま さがみがわ大山や相模川などの豊かな自然に恵まれる一方で、充実した都市機能も併せ持つ調和のとれた都市です。市内の各地区には、様々な伝統や文化が脈々と伝わり、B級グルメなど市民の活動を通じた新たな文化の創造など、多くの魅力を持っています。

少子・高齢化や地方分権の進展などにより社会環境が大きく変化しても、子どもや孫の世代にふるさと厚木市の魅力を伝えていかなければなりません。

そのためには、市民を始めとするまちづくりに関わるもの全てが、まちづくりを進めるた

めの基本的な考え方を共有した上で、厚木市の魅力や特色をいかした様々な活動に取り組むことが必要であり、そうした活動を通じて個性あるまちづくりを進めていくことができます。

(5) 総合計画の着実な推進

総合計画（基本構想、基本計画及び実施計画）は、自治体が長期的な展望の下、総合的・計画的なまちづくりを進めるための指針となる「最上位の計画」です。

自治体運営の基本的なルールを定める自治基本条例で、総合計画の位置付けを明らかにするとともに、市民参加による総合計画の策定や総合計画を着実に推進するためのルールを定めることにより、総合計画を今まで以上に着実に推進することができます。

Ⅱ 厚木市自治基本条例

厚木市自治基本条例

目次

前文平成22年12月24日公布

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 自治の基本理念（第4条）
- 第3章 自治の基本原則（第5条）
- 第4章 市民（第6条～第9条）
- 第5章 議会及び議員（第10条・第11条）
- 第6章 市長、市長等及び市職員（第12条～第14条）
- 第7章 行政運営（第15条～第27条）
- 第8章 参加及び協働の推進（第28条～第36条）
- 第9章 広域連携及び交流（第37条）
- 第10章 自治基本条例推進委員会（第38条）
- 第11章 自治基本条例の見直し（第39条）
- 第12章 自治基本条例の改正（第40条）

附則

大山に連なる山々や丘陵の豊かな緑と、相模川を始めとする多くの清流に恵まれ、四季をとおして美しい自然が生き生きと輝くわたくしたちのまち厚木市は、古くから人々が自然をいかした生業を起し、自然の循環と都市機能を融合させながら、広域的な要衝の地としての地位を築き上げてきました。

わたくしたち市民は、厚木市の豊かな自然、歴史に培われてきた文化など、先人のたゆまぬ努力により守り育まれてきた様々な厚木市の素晴らしさを受け継ぎ、未来を担う次世代に引き継ぐため、平和を希求する意思の下、人を大切にする心、互いの個性を認め合う心、人と人との絆きずなを大切にする心を尊び、個人として尊重され、連帯して自治の推進に努めなければなりません。

これらを基本として、市民、議会及び市長等が共通の目標を定め、互いの立場を認め合い、尊重し合い、支え合いながら、それぞれの役割を果たし、協力していく、協働による自治を推進するとともに、活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまちをつくるため、ここに厚木市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この自治基本条例は、厚木市における自治の基本理念及び基本原則並びに市民、議会及び市長等の役割、責務等を明らかにするとともに、自治を推進するための基本的な事項を定め、もって自治の確立を図ることを目的とする。

（自治基本条例の位置付け）

第2条 この自治基本条例は、厚木市の自治を推進する上で、最も尊重すべき条例とする。

2 この自治基本条例以外の条例、規則等（以下「条例等」という。）の制定、改正、廃止及び運用は、この自治基本条例の趣旨にのっとり行わなければならない。

3 この自治基本条例の内容に即し、分野別の基本条例を整備することにより、条例等の体系化を図るものとする。

(定義)

第3条 この自治基本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 次に掲げるものをいう。
 - ア 厚木市内に居住する者
 - イ 厚木市内に通学し、又は通勤する者
 - ウ 厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体
 - エ 厚木市に対し納税の義務を負う者
- (2) 自治 厚木市に関することを自らの責任と権限において、市民の意思に基づき決定し、実施することをいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 協働 市民、議会及び市長等がそれぞれの役割を理解し、自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、及び協力することをいう。
- (5) まちづくり 活力に満ちた心豊かに暮らせるまちをつくるための取組全般をいう。
- (6) コミュニティ団体 構成員が地縁又は共通の公共的な関心事によってつながりを持ち、互いに助け合い、及び共通の目的を達成するために活動する団体をいう。

第2章 自治の基本理念

第4条 自治の基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人と人との絆^{きずな}を大切にする自治
- (2) 協働による自治
- (3) 自然の循環と文化を大切にする自治

第3章 自治の基本原則

第5条 市民、議会及び市長等は、自治の基本理念にのっとり、次に掲げる原則を定め、自治を推進する。

- (1) 市民自治の原則
 - ア 自治の主体は、市民であること。
 - イ 市民の意思に基づくまちづくりを行うこと。
 - ウ 地域の身近な課題は、地域で取り組むこと。
- (2) 参加及び協働の原則
 - ア 市民のまちづくりへの参加を進めること。
 - イ 相互の活動への参加を広げること。
 - ウ 協働によるまちづくりを進めること。
- (3) 情報共有の原則
 - ア まちづくりにかかわる情報が貴重な共有財産であることを認識すること。
 - イ 保有する情報を分かりやすく公表し、情報の共有を図ること。
- (4) 説明責任の原則
 - ア 相互に説明責任を果たすこと。
 - イ 説明は、分かりやすいものであること。
- (5) 自然共生及び文化継承の原則
 - ア 自然との共生を図ること。
 - イ 文化の継承及び創造に努めること。

第4章 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 安心・安全に生活する権利
- (2) 知る権利
- (3) まちづくりに参加する権利

(市民の責務)

第7条 市民は、自治の主体としての意識を高め、まちづくりに関心を持つとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。この場合において、市民は、まちづくりに参加できないこと等により、不利益を受けない。

- 2 市民は、まちづくりへの参加に当たっては、互いに尊重するとともに、自らの発言及び行動に対して責任を持たなければならない。
- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分担しなければならない。

(子どもの権利、責務等)

第8条 子ども(18歳未満の市民をいう。以下同じ。)は、市民の権利を有するとともに、次代の社会の担い手として健やかに成長できるよう、次に掲げる権利を有する。

- (1) 生きる権利
- (2) 育つ権利
- (3) 守られる権利

2 子どもは、その年齢に応じた市民の責務を負う。

3 市民、議会及び市長等は、子どもの成長過程における保護及び支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。

(事業者の権利及び責務)

第9条 事業者(厚木市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。)は、市民の権利を有し、市民の責務を負うとともに、地域社会の一員として、周辺環境との調和に留意し、暮らしやすいまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

第5章 議会及び議員

(議会の役割及び責務)

第10条 議会は、直接選挙により信任を得た議員によって構成される厚木市の意思決定機関として、市民の意思を把握し、その意思を市政に反映するよう努めなければならない。

- 2 議会は、市民福祉の充実を図るため、重要な政策等の議決及び行政運営の監視等の役割を果たさなければならない。
- 3 議会は、市民に議会の活動又は審議に関する情報を公開すること等により、市民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営に努めなければならない。

(議員の役割及び責務)

第11条 議員は、議会の役割及び責務を認識し、地域の課題及び市民の意見を把握するとともに、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

2 議員は、職務に伴う調査研究活動等を通じ、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

第6章 市長、市長等及び市職員

(市長の役割及び責務)

第12条 市長は、経営感覚を持ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

2 市長は、政策等の意思決定に至る経過等について、多様な方法により市民への説明責任を果

たさなければならない。

- 3 市長は、毎年度、市民及び議会に対して、市政運営の方針を示すとともに、その取組状況について説明しなければならない。

(市長等の役割及び責務)

第13条 市長等は、その権限及び責任において、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。

- 2 市長等は、事務事業の執行等について、市民への説明責任を果たさなければならない。

- 3 市長等は、相互の連携及び協力を図り、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

(市職員の役割及び責務)

第14条 市職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、公正、誠実かつ適切に行動しなければならない。

- 2 市職員は、社会状況の変化、市民ニーズ等を的確にとらえると同時に、事務事業の目的を常に認識し、職務を行わなければならない。

- 3 市職員は、政策等を立案し、及び遂行する能力の向上に努めなければならない。

第7章 行政運営

(行政運営の基本事項)

第15条 市長等は、自治の基本原則に基づき、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行うものとする。

- 2 市長等は、政策等の優先性を考慮するとともに、厚木市の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行うものとする。

- 3 市長等は、市民福祉の充実及び成果重視の視点により、行政運営を行うものとする。

(総合計画)

第16条 市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。

- 3 市長等は、総合計画以外の計画を策定するときは、総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努めるものとする。

(組織等)

第17条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うための、市民に分かりやすい組織を形成するものとする。

- 2 市長等は、市職員がその能力及び適性をいかすことができるよう、人事配置を行うとともに、市職員が常に能力向上に取り組むことができるよう、人材育成の基本方針を策定するものとする。

(行政評価)

第18条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価（行政運営を一定の基準に従い評価し、その結果を改善に結びつけることをいう。以下同じ。）を実施するものとする。この場合において、市長等は、市民が参加する評価の方法を取り入れるよう努めなければならない。

- 2 市長等は、行政評価の結果を公表するとともに、その結果を踏まえた行政運営を行うものとする。

(財政運営)

第19条 市長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うものとする。

2 市長は、総合計画の着実な推進を目指し、その進捗^{ちよく}状況を踏まえた予算編成を行うものとする。

3 市長は、財政運営の透明性を高めるため、財政状況を公表するものとする。

(危機管理)

第20条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他の非常時に備えた関係機関等との連携を始めとする総合的な対策を講じなければならない。

2 市民は、非常時においては、自助及び共助の精神の下、互いに協力し、事態に対処するよう努めなければならない。

(情報の公開等)

第21条 議会及び市長等は、行政文書を分かりやすく作成し、かつ、適正に保管するための仕組みを整備するものとする。

2 議会及び市長等は、保有する情報の公開を市民が請求することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第22条 市民、議会及び市長等は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならない。

2 議会及び市長等は、保有する個人情報の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

(法令遵守)

第23条 市民、議員、市長及び市職員は、公正な自治を推進するため、法令及び条例等を遵守しなければならない。

(法令の解釈等)

第24条 議会及び市長等は、市民ニーズ又は行政課題に対応した政策等を主体的に推進するため、この自治基本条例の趣旨にのっとり、法令及び条例等を自主的に解釈するとともに、条例等を制定することにより、積極的な市政運営を推進するものとする。

(行政手続)

第25条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行わなければならない。

2 市長等は、行政手続について必要な措置を講ずるものとする。

(市民からの要望等への対処)

第26条 市長等は、市民からの要望、苦情等への対処の仕組みを整備するものとする。

2 市長等は、市民から要望、苦情等があったときは、迅速かつ適切に対処し、その経過及び結果について回答するものとする。

(行政処分等に対する不服への対処)

第27条 市長等は、行政処分等に不服がある市民の申出に対して迅速かつ適正に対処するため、必要な措置を講ずるものとする。

第8章 参加及び協働の推進

(政策等に対する意見等)

第28条 市長等は、市民の意見等を政策等に反映する仕組みを整備するとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

(条例等の制定等への市民参加)

第29条 市長等は、次に掲げる行為を行おうとするときは、その行為の内容に応じて、関連する情報を市民に提供するとともに、市民意見等提出手続の実施等多様な市民の参加の機会を設

けることにより、市民の意見等の提出を求めるよう努めるものとする。

- (1) 条例等の制定、改正又は廃止
- (2) 計画の策定、改定又は廃止
- (3) その他重要な政策等の策定

2 市長等は、前項の規定により市民から提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

(事業の実施に係る市民参加)

第30条 市長等は、総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明会の開催等市民が意見等を述べることができる機会を設けるよう努めるものとする。

(審議会等の運営)

第31条 市長等は、附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 市長等は、審議会等の委員を適正に選任するとともに、その選任理由等について説明しなければならない。

3 審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。

4 審議会等は、必要に応じて、関係者からの意見等の聴取その他の効果的な方法により市民の意見等を求め、その意見等を審議に反映させるよう努めるものとする。

(コミュニティ団体に対する市民等の責務)

第32条 市民、議会及び市長等は、コミュニティ団体がまちづくりに果たしている役割の重要性を認識するとともに、その自主性及び自立性を尊重しなければならない。

(コミュニティ団体との協働)

第33条 市長等は、まちづくりの課題の解決に向けて、コミュニティ団体と協働を進める仕組みを整備するものとする。

2 市長等は、必要に応じて、コミュニティ団体の活動を支援するものとする。

(地区市民自治推進組織)

第34条 市民は、市民自治を推進するため、一定のまとまりのある地区において活動する様々なコミュニティ団体で構成する当該地区の課題に総合的に取り組む組織（以下「地区市民自治推進組織」という。）を設置することができる。

2 地区市民自治推進組織は、市民に開かれた組織とするとともに、市長等と連携して活動を進めるものとする。

3 市長等は、必要に応じて、地区市民自治推進組織の活動を支援するものとする。

(市民の課題解決に対する意識の高揚等)

第35条 市民は、市民相互の交流を深め、地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組む意識を高めるよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の規定の趣旨を達成するため、必要に応じて、次に掲げる事項に係る市民活動等を支援するものとする。

- (1) 市民のまちづくりへの参加及び協働に対する意識の醸成
- (2) まちづくりに取り組む人材の育成

(住民投票)

第36条 市長は、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができる。

2 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第9章 広域連携及び交流

第37条 議会及び市長等は、まちづくりの課題を解決し、市民生活の向上を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

2 市民、議会及び市長等は、厚木市の魅力、特性等に関する情報を発信することにより、市外の人々との交流を深めるとともに、市外の人々の意見をまちづくりにいかすよう努めるものとする。

3 市民、議会及び市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、海外の都市等との連携及び交流に努めるものとする。

4 市長等は、連携及び交流に当たっては、その目的及び内容を公表するとともに、市民の参加を得て進めるものとする。

5 市長等は、市民が主体となり、市外の人々との交流を行うときは、必要に応じて、その活動を支援するものとする。

第10章 自治基本条例推進委員会

第38条 市長は、この自治基本条例の運用状況の点検を行うため、市民等で構成する厚木市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、毎年度、この自治基本条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この自治基本条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第11章 自治基本条例の見直し

第39条 市長は、委員会の意見を踏まえ、この自治基本条例の運用状況を評価し、4年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行うものとする。

2 市長は、この自治基本条例の見直しを行うときは、市民の参加を得て行わなければならない。

第12章 自治基本条例の改正

第40条 市長は、この自治基本条例を改正しようとするときは、この自治基本条例の目的、位置付け等を踏まえ、この自治基本条例の制定に際して行った市民の参加その他の方法により行わなければならない。

附 則

この自治基本条例は、公布の日から施行する。

※ 厚木市自治基本条例は、平成22年12月24日に公布・施行されました。

Ⅲ 厚木市自治基本条例の解釈

前文

大山に連なる山々や丘陵の豊かな緑と、相模川を始めとする多くの清流に恵まれ、四季とおして美しい自然が生き生きと輝くわたくしたちのまち厚木市は、古くから人々が自然をいかした生業を起こし、自然の循環と都市機能を融合させながら、広域的な要衝の地としての地位を築き上げてきました。

わたくしたち市民は、厚木市の豊かな自然、歴史に培われてきた文化など、先人のたゆまぬ努力により守り育まれてきた様々な厚木市の素晴らしさを受け継ぎ、未来を担う次世代に引き継ぐため、平和を希求する意思の下、人を大切に^{はく}する心、互いの個性を認め合う心、人と人との^{きずな}絆を大切に^{はく}する心を^{はく}尊び、個人として尊重され、連帯して自治の推進に努めなければなりません。

これらを基本として、市民、議会及び市長等が共通の目標を定め、互いの立場を認め合い、尊重し合い、支え合いながら、それぞれの役割を果たし、協力していく、協働による自治を推進するとともに、活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまちをつくるため、ここに厚木市自治基本条例を制定します。

【解説】

前文は、この自治基本条例の制定に当たって、自治の担い手である市民、議会及び市長等が厚木市における自治の基本的な考え方（自然と文化を大切に^{はく}する自治、人と人との^{きずな}絆を大切に^{はく}する自治及び協働による自治）を明らかにするとともに、共に手を携えて厚木市の自治を推進していこうという決意を表明するものです。

一般に、前文は、条例の制定の目的、背景、立法の動機、理念等を示すもので、条例としての具体的な規範となる内容を持つものではないので、前文の規定そのものから直接に法的効果を生ずることはありませんが、個々の条文規定の解釈の指針となるものと言われています。この自治基本条例は、厚木市で最も尊重すべき条例に位置付けるものであり、厚木市の自治の基本理念や基本原則などを定めるものであることから、その考え方を明らかにするために、前文を設けました。

・第一段落について

厚木市は、神奈川県西部に広がる丹沢山地と、県央に広がる相模川による沖積平野との接点に位置しています。そのため、地形は山地、丘陵地、平地、そして河川沿いの水辺など変化に富み、それぞれの地形に適した多様な植生があり、生物のための生活環境が存在しています。

市内には、一級河川である^{さがみがわ}相模川、^{なかつがわ}中津川、^{おぎのがわ}荻野川、^{こあゆがわ}小鮎川、^{たまがわ}玉川及び^{ほそだがわ}細田川、準用河川^{おんぞがわ}恩曾川、^{ぜんみょうがわ}善明川及び^{やまきわがわ}山際川が流れ、流域には豊かな自然が育まれてきました。

また、厚木市は、先人たちが豊かな自然をいかした生業を起こすなど、自然の循環と都市機能とをうまく融合させるとともに、古くから交通の要衝の地としての利をいかして、発展してきました。

・第二段落について

先人たちの努力により守られ、そして、脈々と受け継がれてきた、厚木市の自然や文化といった厚木市の素晴らしさを更に次世代へと引き継いでいくことは、現代に生きる市民の責務

ともいえます。

厚木市の市域面積93.84km²のうち、山林の面積が約26.68km²（約28%）を占めています。第一段落でも述べたように、多くの河川にも恵まれ、森林、里山、水辺といった変化に富んだ地形と、それぞれの多様な環境に適した動植物の存在など、その豊かな自然を身近に感じることができます。

また、年中行事や様々な祭礼、祭礼の際の料理などに、市内各地の伝統的な習俗を見ることができます。

時代を遡ると、既に9千年前の縄文時代早期には、市域に人々が定住したと推定され、その後の弥生・古墳時代においても遺構・遺物が数多く発見されています。また、鎌倉幕府の歴史書である『吾妻鏡』^{あづまかがみ}には、市域の武士たちの活躍が多く残り、江戸時代には、渡辺崋山^{わたなべかざん}の『遊相日記』^{ゆうそうにっき}や滝沢馬琴^{たきざわばきん}の残した記録などの資料により、当時の厚木村の商人を中心に、俳諧^{かい}・狂歌・漢詩文・華道・武道などの多種多様な文化が花開いていたことが分かります。

このように、先人たちによって受け継がれてきた、厚木市の自然や文化といった厚木市の素晴らしさを後世に伝えていくため、市民が自治の主体となり、「人を大切にする心」、「互いの個性を認め合う心」そして「人と人との絆^{きずな}を大切にする心」を持って、連帯して自治の推進に努めることが重要であることを唱えています。

・第三段落について

前二段落で述べてきたことを基本として、自治の担い手である市民、議会及び市長等は、協働による自治を推進していきます。

市民、議会及び市長等は、厚木市のまちづくり全般又は協働しようとする個々の事業など、協働を行う全ての場面で、目標を相互に共有することで、それぞれが主体的に取り組むべき役割や一体となって行うべき協働の内容等を明確にすることができ、円滑な取組を進めることが可能になります。特に、個々の課題解決に向けた協働では、課題解決に取り組むのにふさわしい目標を掲げ、それを共有することが欠かせません。この自治基本条例の目標、すなわち、厚木市の目指す自治の姿は、「活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまちをつくる」ことです。

自治の担い手である市民、議会及び市長等は、自主的に、自己責任の下で活動する自立した存在でなければなりません。その上で、それぞれの役割があり、その役割ゆえに異なる立場があるということを認識する必要があります。そうした共通認識の下で、市民、議会及び市長等は、お互いの立場を認め、尊重しながら、対等な立場で協働することで、円滑な取組を進めることができます。

これからの厚木市の自治は、協働を基調とし、市民、議会及び市長等が手を携えて、厚木市を活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまちにするため、自治基本条例を制定することを高らかに宣言しています。

【用語の説明】

①自然をいかした生業

自然をいかして営まれた生業として、特に、鮎漁、養蚕、薪炭生産があげられます。養蚕については、厚木の気候風土が、桑の生育に適していました（古くは『吾妻鏡』^{あづまかがみ}養和2年（1182年）に、飯山金剛寺^{いひやまこんごうじ}の記録として「蚕養」の文字を見ることができます。）。

江戸時代には、運上^{うんじょう}（江戸時代の営業税）として鮎や炭が納められていたことが記録に残

されています。また、木売場^{きうりば}という地名が残されたように、河川をいかした木材の集積もあったと思われます。（参考文献：『厚木市史近世資料編(4)』村落2、『同資料編(5)』村落3）

②広域的な要衝の地

小田原北条時代に六斎市^{ろくさいいち}（毎月6回開かれる定期市）として始まった下荻野新宿の市や江戸時代初期から始まった厚木の二七^{にしち}の市など、中世から現在に至るまで、市域が交易の場や物資の集積地となっています。下荻野新宿の市には、江戸時代初めの記録が残っているもので、伊勢原、煤ヶ谷、青山（津久井）、半原など、当時の27の村から人々が買い物に来ていたことが分かるといえます。

また、東名高速道路、さがみ縦貫道路、小田原厚木道路、国道129号、246号、412号等が市内を縦横に走っており、主要道路の結節点という地の利もあって、現在の広域的な要衝の地としての地位を築くに至りました。

③厚木市の素晴らしさ

厚木市には、豊かな自然や、歴史に培われてきた様々な文化が残されています。そして、その自然や文化を後世に確実に引き継いでいこうと活動する人々がいます。こうした自然や文化、そしてこれらを守り、次代に確実に伝えていこうとする人々も、まさに厚木市の財産であり、素晴らしさといえます。

④平和を希求する意思

厚木市は、平成5年4月1日に「国際平和と核兵器廃絶を求める都市宣言“あつぎ”」（告示）を宣言しています。また、平成22年5月1日に、世界恒久平和の実現に寄与することを目的として、平和市長会議に加盟しました。

⑤活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまち

市民、議会、市長等が人と人との絆^{きずな}を大切にし、協働しながら、厚木市の資源である自然や文化、広域的な要衝の地としての優位性を、最大限にいかすことにより、人々が生き生きと心豊かに暮らせる、厚木らしいまちづくりを自主的に進めることができるということを表しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この自治基本条例は、厚木市における自治の基本理念及び基本原則並びに市民、議会及び市長等の役割、責務等を明らかにするとともに、自治を推進するための基本的な事項を定め、もって自治の確立を図ることを目的とする。

【解説】

この自治基本条例が達成しようとする目的を定めています。

厚木市の自治を進める上での基本理念や基本原則、自治の担い手である市民、議会及び市長等が果たすべき役割、責務等を明らかにして(手段1)、自治を推進するために必要となる基本的な事項を定めることにより(手段2)、厚木市の自治の確立(最終目的)を目指します。個々に定める「自治の確立」とは、地方自治の本旨である「団体自治」の確立及び「住民自治」の拡充を図ることを指します。自治を確立することにより、厚木市は、「活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまち」へと発展していきます。

【用語の説明】

①自治

第3条で自治を「厚木市に関することを自らの責任と権限において、市民の意思に基づき決定し、実施すること」と定義しています(定義の考え方については、第3条を御参照ください。)

②自治の基本理念

この自治基本条例が目指す自治の基本的な考え方や方向性を指します(前文及び第4条を御参照ください。)

③基本原則

第5条に規定する「自治の基本原則(市民自治の原則、参加及び協働の原則、情報共有の原則、説明責任の原則、自然共生及び文化継承の原則)」と定義しています(定義の考え方については、第3条を御参照ください。)

④市長等

第3条で「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう」と定義しています(定義の考え方については、第3条を御参照ください。)

(自治基本条例の位置付け)

第2条 この自治基本条例は、厚木市の自治を推進する上で、最も尊重すべき条例とする。

2 この自治基本条例以外の条例、規則等（以下「条例等」という。）の制定、改正、廃止及び運用は、この自治基本条例の趣旨にのっとり行わなければならない。

3 この自治基本条例の内容に即し、分野別の基本条例を整備することにより、条例等の体系化を図るものとする。

【解説】

厚木市の例規体系におけるこの自治基本条例の位置付け等について定めています。

・第1項について

この自治基本条例が厚木市の自治に関わりのある全ての人が共有する厚木市の自治の基本を定める条例にふさわしいものとして、「厚木市の自治を推進する上で、最も尊重すべき条例」と位置付けることを定めています。

このことから、自治の担い手である市民、議会及び市長等はもちろんのこと、市長等に代わってその権限を行使し得る公営企業管理者（市立病院の病院事業管理者）や公の施設の指定管理者なども、この自治基本条例を尊重し、かつ、適正な運用を図る必要があります。

・第2項について

第1項で最も尊重すべき条例と位置付けたことに伴い、この自治基本条例以外の条例、規則等の制定、改正、廃止及び運用に当たっては、この自治基本条例の趣旨にのっとり、整合を図らなければならないことを定めています。

厚木市が制定する条例等は、厚木市が自主自立した基礎自治体として持続的な活動をしていく上で必要となる事務処理や課題解決のためのルールです。こうしたルールが適正に作られ、運用されてこそ、厚木市のまちづくりの進展につながります。

しかし、個々の条例等がそれぞれ異なる趣旨で制定され、又は改正されたのでは、厚木市としてまとまりのあるまちづくりの進展は望めません。各種計画が総合計画の着実な推進を図るため、総合計画との整合を図って策定されるのと同様に、この自治基本条例の趣旨にのっとり、条例等を制定し、改正し、又は運用する必要があります。

・第3項について

分野別の基本条例を整備し、この自治基本条例を頂点とする条例等の体系化を図ることについて定めています。

ここに規定する「分野別の基本条例」とは、福祉、環境、産業等の行政（政策）分野別に、当該分野ごとの理念や基本的な事項を定める条例のことです。基本条例に定める事項については、分野によって異なると考えられますが、共通する基本的な事項としては、基本理念、関係者（市、市民、事業者等）の責務、基本的な施策の列挙、行政計画等の仕組み、附属機関の設置等による推進体制の整備などが考えられます。ただし、現在、多くの法律が制定されている状況下において、全ての分野に基本条例が必要だというわけではありません。条例を整備していく上で、必要に応じて、分野別の基本条例も整備していくことになります。

また、条例の体系としては、「自治基本条例 ⇒ 分野別の基本条例 ⇒ 個別条例」という、この自治基本条例を頂点とした3段階の階層とすることが考えられます。こうした体系化を図ることにより、厚木市ではどの分野にどのような内容の条例を制定する必要があるかなどといったことが明らかになり、その後の条例の整備にもつながります。

【用語の説明】

①条例等

条例及び規則のほか、告示、訓令、要綱、規程、基準も含まれます。

②この自治基本条例の趣旨

この自治基本条例の前文、目的、基本理念及び基本原則で規定されている、厚木市の自治の在り方に対する根本的な考え方が、この自治基本条例の趣旨に当たります。具体的には、「活力に満ちた心豊かに暮らせる自立した厚木市の創造を目指し、自然や文化、人と人との絆を大切にし、自治の担い手である市民、議会及び市長等が協働により自治（厚木市に係る事柄は厚木市の責任と権限において、また市民の意思に基づき決定し行うこと）を進めること」といえます。

(定義)

第3条 この自治基本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 厚木市内に居住する者

イ 厚木市内に通学し、又は通勤する者

ウ 厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体

エ 厚木市に対し納税の義務を負う者

(2) 自治 厚木市に関することを自らの責任と権限において、市民の意思に基づき決定し、実施することをいう。

(3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(4) 協働 市民、議会及び市長等がそれぞれの役割を理解し、自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、及び協力することをいう。

(5) まちづくり 活力に満ちた心豊かに暮らせるまちをつくるための取組全般をいう。

(6) コミュニティ団体 構成員が地縁又は共通の公共的な関心事によってつながりを持ち、互いに助け合い、及び共通の目的を達成するために活動する団体をいう。

【解説】

この自治基本条例で使われている用語のうち、自治の担い手である市民、議会及び市長等が共通の認識を持つことが必要な用語について、その意義を定めています。

・第1号「市民」について

これまでも、まちづくりには、多くの市民や様々な団体が関わっています。地方分権が進展する中、まちづくりへの市民の参加と協働は、これまで以上に重要となることから、この自治基本条例では、より多くの人々の知識や経験をまちづくりにいかすため、より広く市民を定義すべきと考え、①厚木市内に居住する者、②厚木市内に通学し、又は通勤する者、③厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体、そして④厚木市に対し納税の義務を負う者を市民と位置付けることとしました。

①厚木市内に居住する者

厚木市内にお住まいであれば、住民登録の有無は問いません。外国籍の方も含みます。

②厚木市内に通学、通勤する者

厚木市内にある学校へ通学している学生の方、事業所等へ通勤されている方で、厚木市に居住しているか否かは問いません。

③厚木市内において活動を行う個人、法人その他の団体

ここに規定する「活動」については、特に定義をしていますが、厚木市を活動の場とした一過性の活動ではなく、目的意識を持って継続的に様々な活動を行う個人や団体を指します。また、厚木市内で事業を営む個人事業主、法人、第6号に規定するコミュニティ団体のほか、サークルなどの団体も本号に規定する法人や団体に含まれます。法人や団体については、厚木市内における事業所等の所在の有無を問いません。

④厚木市に対し納税の義務を負う者

厚木市が賦課する市税の納税義務を負う個人又は法人であって、市内に住所等を有するか否かは問いません。市内在住でなくても、市内に不動産等を所有していることにより、厚木市のまちづくりと密接に関わりがあることから決めました。

この自治基本条例に定めるもののうち、本条第6号に規定する「コミュニティ団体」、第8条に規定する「子ども」、第9条に規定する「事業者」も市民に含まれます。

・第2号「自治」について

「自治」は、他の自治体のそれと異なるものではありませんが、この自治基本条例では、本市の自治の担い手である市民、議会及び市長等が「自治」の意味を共有するために、あえて定義しました。

日本国憲法第92条に規定する「地方自治の本旨」とは、自分のことは自分で決めるという地方自治の本来の在り方であり、「団体自治」及び「住民自治」を指すと言われています。「団体自治」とは、一定の地域を基礎とする国から独立した団体（地方公共団体等）を設け、この団体の権限と責任において地域の行政を処理することであり、「住民自治」とは、団体における行政を行う場合に当該団体の住民の意思と責任に基づいて処理することとされています。

この規定の前段の「自らの責任と権限において」が「団体自治」を、後段の「市民の意思に基づき」が「住民自治」を表現しています。

団体自治に係る「自らの責任と権限」とは、国から独立した人格を有する普通地方公共団体としての厚木市の責任と権限を指しています。また、この自治基本条例では、厚木市の自治を進める上でより多くの市民の知識や経験を反映させるため、「市民」を住民に限らず幅広く定義した上で、「自治の主体は市民」であると規定していることから、「住民の意思」ではなく「市民の意思」と規定しています。

憲法（抜粋）

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

・第3号「市長等」について

市長その他の行政委員会は、地方自治法上「執行機関」と規定されていますが、この自治基本条例では、市民の皆様に分かりやすい表現とすることが重要と考え、「市長等」としたものです。

市長という職は、市の代表者であると同時に、執行機関でもあります。この自治基本条例は、市長の役割に応じて、市の代表者としての役割や市長にのみ与えられている権限（議案の提出、予算の調製及び執行、財産の取得等）に基づく規定では「市長」を、市長が執行機関としての役割を担う規定では「市長等」を用いることとしています。

《もっと知りたい自治基本条例》

Q 「執行機関」とは、どういうものですか。

A 地方自治法第138条の4第1項は「普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く」と規定しています。この規定中の「委員会又は委員」とは、行政委員会と称されるものです。厚木市では、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会が置かれていますので、市長とこれら行政委員会を総称して執行機関といいます。

執行機関には、「政治的中立性」、「専門技術性」及び「多様な市民意思の反映」が求められるとともに、一つの機関への権限集中を避け、複数の執行機関に権限を分掌させ、それぞれが独立して事務を処理することで、民主的な行政運営が期待されます。

・第4号「協働」について

厚木市では、平成20年度を「市民協働元年」と位置付け、自治基本条例の検討を始めるなど、行政の様々な分野において協働を進めてきました。今後も、協働による自治を積極的に推進していくためには、自治の担い手である市民、議会及び市長等それぞれが「協働」について共通理解を深めておく必要があります。本号は、自治の担い手が共通の目標に向かって、協力し合う活動内容を定義としてまとめたものです。

前文に規定する「共通の目標を定め、互いの立場を認め合い、尊重し合い、支え合いながら、それぞれの役割を果たし、協力していく」という文章を要約したもので、協働という取組の姿勢を表現しています。

市民協働推進の六つの基本原則（厚木市市民協働推進条例パンフレットから）

- ① 目的共有の原則 ～思いは同じ～
- ② 自主・自立の原則 ～お互いの自主性を尊重し、自立しよう～
- ③ 対等の原則 ～市民と行政は、同じまちづくりの担い手～
- ④ 相互理解の原則 ～お互いを理解し、十分に話し合おう～
- ⑤ 役割分担の原則 ～それぞれの立場や特性をいかそう～
- ⑥ 情報公開の原則 ～外からよく見える、開かれた状態を確保しよう～

これらの基本原則のうち、一つが欠けても市民協働とは言えません。基本原則にのっとり、市民と行政が「共通の目的の下」、「自主的に、かつ、自立し」、「対等な立場で」、「互いの立場を理解・尊重し」、「互いの役割分担を明確にし」、「情報公開により公正性・透明性を確保し」ながら協力して事業を行うことが市民協働です。

・第5号「まちづくり」について

この自治基本条例では、「自治」と「まちづくり」を使い分けていることから、自治の担い手である市民、議会、市長等それぞれが共通理解するために、それぞれの定義を置いたものです。

「まちづくり」を「活力に満ちた心豊かに暮らせるまちをつくるための取組全般」と定義し、ハード、ソフト両面でのまちづくりはもちろんのこと、まちづくりに関わる人づくりも含めています。

・第6号「コミュニティ団体」について

コミュニティ団体は、協働による自治を進めていく上で、特に重要な存在であることから、定義を置くこととしました。この自治基本条例では、地縁に基づく団体である自治会を始め、共通の公共的な関心事により構成員がつながりを持った団体（市民活動団体など）も含めてコミュニティ団体としています。

「協働」についての議論

市民は、制度上は市長のように大きな権限を持っていませんが、自治の主体であり、まちづくりは市民の意思に基づかなければならないことを、この自治基本条例で定めています。

議会には、市民と市長等の間に立って、市長等が行う行政運営を監視し、けん制する一方で、議決権の行使に当たっては、市民の意思が十分に反映されているかについて慎重に審議することが望まれます。

そして、市長等は、法令により様々な権限が付与されており、こうした権限に基づき、市民の参加と協働により行政運営を行っていかねばなりません。

このように、同じ自治の担い手ではあっても、それぞれの役割には違いがあり、それぞれの役割を代わって担うことはできません。ですから、自治の担い手である市民、議会、そして市長等が、それぞれの役割を認め合い、理解を深めることが求められます。

また、それぞれの立場についても、自治の主体が市民である以上市民は他の自治の担い手よりも上位に立つのではないかと、市長は大きな権限を持っていて他の自治の担い手よりも上位に立つのではないかと、議会は市民の代表であると同時に市長等の行う行政運営を監視、けん制する権限を持つことから他の自治の担い手よりも上位に立つのではないかと、など様々な考え方が存在するかもしれません。しかし、厚木市の自治の確立を目指す上で、自治の担い手同士が上下関係を論じていたのでは、その目的を果たすことはできません。自治の担い手は、それぞれの立場に違いはあっても、それが対等なものであるとの認識の上で、それぞれの役割に努め、お互いの足りないところを補い合って、協力することが必要になります。

「協働」はいつから使われたのか

協働という言葉の浸透は、1990年に発表された荒木昭次郎・東海大学名誉教授の著書『参加と協働』が大きな影響を与えている。荒木氏は、この協働という概念は、1977年にアメリカのインディアナ大学のヴィンセント・オストロムが「地域住民と地方自治体職員が対等の立場に立ち、共通の課題に互いが協力しあって取り組むこと」という意味を表現するために、「協働(coproduction)」という造語をつくったことが始まりと指摘している。

なお「co」は「共に」という意味があり、「production」は「つくる」という意味がある。この「共につくる」が語源であるといわれている。

(出典 時事通信社ホームページ 官庁速報連載「条例探訪」から)

※ 連載の執筆者である(財)地域開発研究所研究員の牧瀬稔氏は、厚木市市民協働推進検討委員会委員(※平成24年度当時)です。

第2章 自治の基本理念

第4条 自治の基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人と人との^{きずな}絆を大切にする自治
- (2) 協働による自治
- (3) 自然の循環と文化を大切にする自治

【解説】

自治の基本理念は、自治の担い手である市民、議会及び市長等が進める自治の基本的な考え方や方向性を示すもので、その内容は前文に示されています。

・第1号「人と人との^{きずな}絆を大切にする自治」について

人と人が交流を深めることで、身近な課題に気付き、共に考え、課題解決に向け共に行動する意識が醸成されます。そこから市民活動が生まれ、市民自治の推進につながります。人と人との絆は、市民自治の根幹にあるものです。

自治を進めることは、異なる意見を持った人々が、一定のルールの中で話し合い、お互いに理解を深めながら、共に生活を営むことであり、何よりも人々の絆を大切にするのが欠かせないことから、自治の基本理念に位置付けました。

・第2号「協働による自治」について

少子・高齢社会の進行など社会環境が変化し、市民ニーズやライフスタイルの多様化、個別化など市民意識が変化する中、自ら公共的な課題解決に取り組もうとする市民の活動が広がっています。

一方、行政は地方分権の進展への対応や厳しい財政状況の中で、誰もが住みやすい地域社会を築いていかなければなりません。

こうしたことから、コミュニティ団体等や事業者、そして行政がそれぞれの特性をいかし、協働により公共サービスの提供などに取り組む必要があることから、自治の基本理念に位置付けました。

・第3号「自然の循環と文化を大切にする自治」について

厚木市は、豊かな自然と地域に伝わる様々な伝統文化に恵まれています。私たちを取り巻く自然界では、様々な命や物質が循環を繰り返しています。命の根源である自然と過去から現在に至るまでの人々の英知により培われてきた文化を大切にし、次世代に引き継ぐことが私たちの役割であり、そのことは私たちの生活の向上にもつながることから、自然と文化を大切にするを自治の基本理念に位置付けました。

《もっと知りたい自治基本条例》

Q 協働することによって得られる効果とは？

A 市民（主として団体）同士での協働、コミュニティ団体等と市長等との協働を進めることによって、次のような効果が期待できます。

市民

- ・きめ細やかな地域の実情に合ったサービスを受けることができる
 - ・サービスの選択の幅が広がる
 - ・市民のまちづくりへの参加の意識が高まる
- など

相乗効果が得られる

コミュニティ団体など

- ・様々な活動を通じて社会的認知度の向上が図られる
 - ・団体などの組織力、質の向上が図られる
- など

市長など

- ・コミュニティ団体などの特性をいかして市民ニーズに対応したサービスが展開できる
 - ・発想の転換、意識改革・資質向上の契機となる
- など

※あつぎ市民ふれあい都市宣言について

厚木市では、自治基本条例に基づく市民参加と市民協働を基本としたまちづくりには、市民相互の「ふれあい」や「つながり」が欠かせないことから、ふれあいの大切さを共有し、市民自治のシンボルとするため、平成27年2月1日に「市民ふれあい都市」を宣言しました。

あつぎ市民ふれあい都市宣言（平成27年2月1日告示）

厚木市は、先人のたゆまぬ努力により、自然と調和する都市として発展してきました。そして今、少子高齢化の進展や価値観の多様化により、人と人との関係が変化し、市民相互の絆（きずな）がより大切になっています。

私たち一人一人が地域に関心を持ち、日頃から助け合い、市民協働により、身近な課題に取り組むことで、笑顔で暮らせる安心・安全なまちをつくることができます。

家庭や地域で思いやりの心を育み、ふるさと厚木を世代を超えて愛し、誇れるまちとするため、ここに「市民ふれあい都市」を宣言します。

ふれあいの家庭づくり

家族との^{きずな}絆を深め、人を思いやる豊かな心を育み、ぬくもりのある「心ふれあう家庭」をつくりましょう。

ふれあいの地域づくり

地域に暮らし、働き、学ぶ中で、地域活動の輪を広げ、みんなで支え合う「心ふれあう地域」をつくりましょう。

ふれあいのまちづくり

人とのつながりの輪を広げ、希望に満ちた、未来に輝く「心ふれあうまち厚木」をつくりましょう。

第3章 自治の基本原則

第5条 市民、議会及び市長等は、自治の基本理念にのっとり、次に掲げる原則を定め、自治を推進する。

(1) 市民自治の原則

- ア 自治の主体は、市民であること。
- イ 市民の意思に基づくまちづくりを行うこと。
- ウ 地域の身近な課題は、地域で取り組むこと。

(2) 参加及び協働の原則

- ア 市民のまちづくりへの参加を進めること。
- イ 相互の活動への参加を広げること。
- ウ 協働によるまちづくりを進めること。

(3) 情報共有の原則

- ア まちづくりにかかわる情報が貴重な共有財産であることを認識すること。
- イ 保有する情報を分かりやすく公表し、情報の共有を図ること。

(4) 説明責任の原則

- ア 相互に説明責任を果たすこと。
- イ 説明は、分かりやすいものであること。

(5) 自然共生及び文化継承の原則

- ア 自然との共生を図ること。
- イ 文化の継承及び創造に努めること。

【解説】

第4条で定めている自治の基本理念にのっとり、市民、議会及び市長等が自治を進めるに当たっての基本的なルールとして、次の五つの原則を定めています。

・第1号「市民自治の原則」について

厚木市の自治の主体は市民です。より多くの市民の知識や経験を反映させたまちづくりを進めていきます。そして、地域が抱える身近な課題は、市民の互助、共助により解決を図ることが自治の基本となります。

・第2号「参加及び協働の原則」について

これまでのように市長等が行う取組に市民が参加するというだけではなく、市民が取り組んでいる活動に市長等が何らかの関わりを持ち、参加していくことなど、自治の担い手である市民、議会及び市長等が相互の活動や取組に関わりながら、幅広い市民の知識や経験をいかし、協働によるまちづくりを進めていきます。

・第3号「情報共有の原則」について

まちづくりに関する情報は自治の担い手である市民、議会及び市長等それぞれが共有すべき財産です。議会や市長等が保有する情報だけでなく、地域に根ざした活動を行っている市民だからこそ持っている貴重な情報を公表・提供し合い、情報の共有化を進め、まちづくりにいかします。

・第4号「説明責任の原則」について

まちづくりを市民の参加と協働によって進めていくには、自治の担い手である市民、議会及び市長等が強い信頼関係で結ばれていなければなりません。そのためには、相互にそれぞれの考えについて説明し、合意形成していくことなどが必要です。

・第5号「自然共生及び文化継承の原則」について

豊かな自然や歴史に培われた文化は、厚木市の大きな財産です。まちづくりを進めていく中で、自然との共生、文化の継承と創造をその基礎とし、素晴らしい財産として次代に引き継いでいかなければなりません。

《もっと知りたい自治基本条例》

Q 自治基本条例と人権の関係とは？

A 我が国では、「基本的人権の尊重」を基本原理とする日本国憲法の下で、これまで人権に関する様々な制度や施策の充実が図られてきました。

厚木市のまちづくりにおいても、第6条で規定する「市民の権利」の保障と併せて、市民の皆様の人権を尊重するために様々な配慮をする必要があります。

自治基本条例を制定した平成22年以降にも、障害者差別解消法等の人権に関わる法律が制定されています。また、性的指向・性自認、ヘイトスピーチ、ハラスメント、インターネットを活用した人権侵害等の新たな人権課題も顕在化しています。

市民の皆様が、自治の主体としてまちづくりに十分に関わることができるようにするためには、こうした人権を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応する必要があります。

◆近年制定された人権に関わる主な法律

- 2011年（平成23年）障害者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律（障害者虐待防止法）
- 2013年（平成25年）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
- 2013年（平成25年）いじめ防止対策推進法
- 2016年（平成28年）部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）
- 2016年（平成28年）本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

第4章 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 安心・安全に生活する権利
- (2) 知る権利
- (3) まちづくりに参加する権利

【解説】

この自治基本条例で定める自治の基本理念に基づき、厚木市における自治を進める上での、市民の権利を定めています。

本条で定めた市民の権利は、法律等で規定されたり、保障されているものではありません。市民の意思に基づき、厚木市の自治を進めていくためのルールであるこの自治基本条例において、自治の主体である市民が自治を推進していく上で必要と考えられるものを市民の権利としました。

・第1号「安心・安全に生活する権利」について

市民が主体的にまちづくりに参加するためには、その前提条件として、まずは安心・安全に生活できることが求められます。

安心・安全に生活することは、市民にとって最も基本的なことであり、市民会議の提言でも市民の権利として最初に位置付けられていました。生活するとは、必ずしも厚木市内に居住し、生活することだけを想定したものではなく、厚木市内で働き、学び、活動すること全般を含むものです。

厚木市では、高齢者の転倒事故予防のための体操教室、地域ぐるみでの子どもの見守り、自主防災組織の活動等に取り組み、平成22年にWHO（世界保健機関）のセーフコミュニティの認証を取得し、その取組を一層推進するために平成24年にはセーフコミュニティ推進条例を制定しました。

市民が安心・安全に生活するために、市長等の行政は、様々な対策を講じ、必要な施策を展開します。市民も積極的にセーフコミュニティの取組などに参加し自らの安心・安全を確保する努力が求められます。

・第2号「知る権利」について

参加、協働を進めるに当たっては、情報を共有することが基本となります。市民が主体的にまちづくりに参加するためには、まちづくりに関する情報その他の様々な情報を知る必要があります。そのため、議会や市長等には、市民に対して情報を公開し、公表し、及び提供することが求められます。

厚木市では、既に厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）第1条において「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し」と、同条例第5条では「何人も」行政文書の公開を請求することができると規定し、市民の知る権利を尊重しています。

・第3号「まちづくりに参加する権利」について

この自治基本条例は、市民参加や協働を自治の基本的なルールとして定めています。このことから、「まちづくりに参加する権利」は、市長等が行う行政活動への市民の参加を進めるための、最も基本的な権利となります。

(市民の責務)

第7条 市民は、自治の主体としての意識を高め、まちづくりに関心を持つとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。この場合において、市民は、まちづくりに参加できないこと等により、不利益を受けない。

2 市民は、まちづくりへの参加に当たっては、互いに尊重するとともに、自らの発言及び行動に対して責任を持たなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分担しなければならない。

【解説】

この自治基本条例で定める自治の基本理念に基づき、厚木市における自治を進める上での、市民の責務を定めています。

自治の主体である市民は、厚木市における自治を進める上で、権利を有すると同時に、果たすべき責務も有することになります。前条で市民は権利としてまちづくりに参加する権利を有すると規定されていますが、自治の主体である市民の意思に基づいたまちづくりを進めていくためには、市民はまちづくりに積極的に参加することが責務として求められることになります。

・第1項について

市民に対して、①自らが自治の主体であることの意識を高めること（自治の主体としての自覚）、②まちづくりに関心を持つこと、③まちづくりに参加するよう努めることの三つの責務を規定しています。

市民は、自治の主体であり、まちづくりは市民の意思に基づいて行われなければなりません（市民自治の原則）。このことから、市民には、積極的にまちづくりに参加すること、そして自治の主体としての自覚が求められます。

また、市民会議の議論の中で、「まちづくりに無関心でいられるが、無関係ではいけない」という話が出ていましたが、市民は、まちづくりと無関係でいけないからこそ、できるだけまちづくりに対して関心を持つことが求められるのです。

市民が全てのまちづくりに参加することは不可能ですが、まちづくりに参加する機会は多様ですので、御自分のライフスタイルに合った参加の方法がきっと見つかるはずです。

しかし、市民の中には、高齢であることや疾病等でまちづくりに参加したくてもできない方やまちづくりに参加しないという意思を持った方もいらっしゃるのです。そうした個々の状況や意思を尊重する必要があると考え、「この場合において」で始まる後段を設けています。後段では、まちづくりに参加できない又はしないことにより市民の責務を果たすことができない場合であっても、不利益を受けないことを定めています。

・第2項について

まちづくりに参加するに当たっては、自分の考えなどを押し付けようとするのではなく、他の参加者などの置かれた状況や立場などを思いやることが大切です。

また、発言する内容は自由ですが、まちづくりに参加しているということの公共性を自覚し、責任ある発言や行動をすることが必要です。

・第3項について

市長等の行政によるサービスには、それに応じた負担があることを明らかにしておく必要があることから、この項を設けています。地方自治法第10条第2項は、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と規定されており、当該既定中の「その負担を分任する義務を負う」の部分を変更して本項に定めたものです。

「負担」は、行政サービスに伴う負担としていることから、受益者負担とされる分担金、使用料、手数料などの金銭的な負担のみならず、公共施設使用後の清掃などの活動によるものも含まれます。

なお、市民が分担する「負担」とは、全ての市民に対し形式的に同じように課されるものではなく、サービスを受ける市民の状況に応じて軽減又は免除される実質的なものとなります。

【用語の説明】

①不利益

まちづくりへの参加は、市民の自主的なものであり、誰からも干渉されたり、強制されたりするものではありません。

第1項後段では、まちづくりに参加できない、又は参加しないことによって、行政サービスを受ける権利が制限されたり、参加の機会を奪われるなどの不利益な取扱いをされることがないことを明らかにしています。

(子どもの権利、責務等)

第8条 子ども(18歳未満の市民をいう。以下同じ。)は、市民の権利を有するとともに、次代の社会の担い手として健やかに成長できるよう、次に掲げる権利を有する。

- (1) 生きる権利
- (2) 育つ権利
- (3) 守られる権利

2 子どもは、その年齢に応じた市民の責務を負う。

3 市民、議会及び市長等は、子どもの成長過程における保護及び支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。

【解説】

この自治基本条例で定める自治の基本理念にのっとり、厚木市における自治を進める上での、子どもの権利・責務等を定めています。

子どもを健やかに育成する責任は、基本的には保護者にあります。しかし、社会的責任や法を始めとしたルールの遵守、他人を思いやり地域や社会と関わることなどを教えることが、次代の社会を担う子どもに欠かせないことから、子どもが健やかに成長することができるよう社会全体で取り組む必要があると考え、この項目を設けました。

・第1項について

成長段階にある子どもたちには、次代の自治の主体としての確かな成長が何よりも望まれるところであり、市民の権利とは別に、子どもたちの健やかな成長に必要と考えられる特有の権利を定めています。

この子どもの権利は、1994年(平成6年)に日本政府が批准している「児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」といいます。)」に定める四つの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)のうち、この自治基本条例で市民の権利として定める「まちづくりに参加する権利」と重複する「参加する権利」を除いた三つの権利としました。

また、子どもの年齢を18歳未満としましたが、この年齢は、いわゆる「成年」、「未成年」の区分を規定したのではなく、子どもの権利条約の対象年齢に合わせたことによります。

・第2項について

子どもの責務について規定しています。

子どもも含めた全ての市民は、その責務として①自治の主体であることの意識を高め、②まちづくりに関心を持ち、③まちづくりに参加するよう努めることが求められます(第7条)。しかし、子どもたちも大人と同じように責務を負わなければならないと考えることは現実的ではありません。

そうしたことから、子どもたちが「将来まちづくりに参加することは当たり前のこと」とあると考える大人に成長してもらうために、それぞれの成長過程に応じて、まちづくりに関心を持ち、まちづくりに参加するよう努めることを求めるということが本項の趣旨となります。

また、子どもたちが、自治の主体として十分に成長してもらうためには、まちづくりに参加する機会を与えられることが必要です。そこで、本項は、子どもたちを守り、育てる大人たちには、子どもたちにもまちづくりに参加する機会を与える役割があるという意味も持ちます。

《もっと知りたい自治基本条例》

Q 子どもたちがまちづくりに参加するってどういうこと？

A 自分たちが住んでいるまちがもっと良くなるためには何をすれば良いのか考え、行動することが「まちづくり」です。

例えば、あいさつをすることは、「まちづくり」に直接は関係ないようにも思います。

しかし、自分の家から避難しなければならないような大きな地震が起きた場合、頼りになるのは近くに住んでいる人達であることを考えると、日頃から、いざという時にお互いに助け合える関係を作っておくことも「まちづくり」の一つであるといえます。

これ以外の活動であっても、いろいろな「まちづくり」への参加はあります。

自分達で出来ることから、少しずつ始めていきましょう。

・第3項について

自治の担い手である市民、議会及び市長等が、次代の自治の主体である子どもたちの成長過程において、特別な保護と支援が必要です。そうした共通認識の下、保護者だけでなく、地域、そして社会が子どもたちを温かく見守り、責任を持って育てることにより、子どもたちが自らの行動や発言に対して責任を持てる立派な市民として成長できるよう、必要な環境の整備に努めなければならないことを定めています。

子どもの権利に関する法律や条例

1 児童福祉法

平成 28 年、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法が改正されました。この改正では、児童福祉法の理念を明確化するために、児童は適切な養育を受け、心身の健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等を規定しています。

2 厚木市子ども育成条例

平成 24 年、厚木市では、その豊かな自然の中で、子どもが元気で心豊かに成長するための取組に関し、子どもが本来もつ成長する力を伸ばし、保護者が子育てに関する重要な役割を担い、子どもの成長と子育てに対する喜びを地域社会全体で支えることを基本理念として定めるとともに、保護者も子どもと共に成長できるよう応援することにより、本市の子育て環境の充実を図ることを目的に「厚木市子ども育成条例」を制定しました。

この条例は、「子どもが次代の社会を担うかけがえのない存在」と定め、子どもと子育て家庭を地域全体で温かく包み込む大きな家族となれるよう、地域社会が取り組むべき事項を定めており、自治基本条例第8条を補完するものといえます。

【用語の説明】

①生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと、病気やけがをしたら治療を受けられることをいいます。

②育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること、考えや信じることの自由が守られ、自分らしく

育つことができることをいいます。

③守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること、障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られることをいいます。

※ 子どもの権利条約では、他に「参加する権利」が定められていますが、市民の権利と重なるため、ここには当該権利は設けていません。

なお、ユニセフ（国際連合児童基金）のホームページでは、「参加する権利」の内容を自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできることと説明しています。

(事業者の権利及び責務)

第9条 事業者（厚木市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。）は、市民の権利を有し、市民の責務を負うとともに、地域社会の一員として、周辺環境との調和に留意し、暮らしやすいまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

【解説】

この自治基本条例で定める自治の基本理念にのっとり、厚木市における自治を進める上での、事業者の権利・責務を定めています。

事業者は、地域社会の一員であり、その事業活動がまちづくりに大きな関わりがあることから、この項目を設けました。

事業者も第3条で定義する市民に含まれますが、そのことを事業者にもしっかりと認識していただくため、あえて市民の権利（第6条）を有し、その責務（第7条）を負うことを規定しています。

事業者もその活動拠点とする地域の一員であり、かつ、市民として自治の主体であることを自覚し、事業活動によって周辺環境の調和を乱さないよう、常に地域社会への配慮が求められます。

第5章 議会及び議員

(議会の役割及び責務)

- 第10条 議会は、直接選挙により信任を得た議員によって構成される厚木市の意思決定機関として、市民の意思を把握し、その意思を市政に反映するよう努めなければならない。
- 2 議会は、市民福祉の充実を図るため、重要な政策等の議決及び行政運営の監視等の役割を果たさなければならない。
- 3 議会は、市民に議会の活動又は審議に関する情報を公開すること等により、市民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営に努めなければならない。

【解説】

・第1項について

自治の担い手である議会の役割及び責務を定めています。

厚木市の予算、条例の制定、改正及び廃止などの決定に当たっては、議会の議決を経なければならないことから、議会は、厚木市の意思決定を行う機能を持っています。その議会在厚木市の意思決定を行う際には、市民の意思を反映させる必要があります。

議会では、審議に関する情報発信や、多様化する行政課題、市民ニーズ等を的確に把握するための広聴活動の必要性から、平成23年8月、議員提案により「広報広聴特別委員会」が設置され、議会として市民の意思の把握をし、期待に応えるよう努めています。

議会は、広報広聴活動を通じて多数派の意思、それに反対する意思、少数派の意思等様々な市民の意思を把握し、議論を尽くした上で、厚木市の意思決定を行っていくことが求められます。

・第2項について

議決権の行使や市長等による行政運営が適正に行われているかの監視など議会の基本的な役割について定めています。

議会は、地方自治法の規定により、様々な役割を担います。中でも、同法第96条で15件の議決事項が定められており、条例を制定、改正及び廃止することや予算を定めるには、議会の議決が必要となります。

議会では、平成27年1月から通年会期制を導入し、議決権の強化・充実を図りました。

また、議会は、地方自治法第98条により、事務の執行状況の検査及び監査委員に対する監査の請求の権限が与えられており、議会在市長等（執行機関）に対する監視権を持つ根拠となっています。この自治基本条例では、議会在市長等の行う行政運営を監視し、意思決定機関として執行機関をけん制することにより、事務処理の適正化を図ることを含めて「監視等」と表現しています。

なお、厚木市議会本会議においては、代表質問形式ではなく、全ての議員に質問する権利が認められており、議決に際しても、賛成討論、反対討論をそれぞれの立場から行うなど、活発な議論が展開されています。公開された本会議の場で、議論を尽くすことで執行機関に対する監視等の役割を果たしています。

・第3項について

議会が積極的な情報の公開を進め、開かれた議会運営に努めることを定めています。

現在、議会では、本会議、各常任委員会及び各特別委員会の会議を公開するとともに、インターネットを通じた議会中継をいち早く取り入れたほか、ホームページに定例会等の日程や審議議案、議員別表決結果等を公表するなど開かれた議会運営に努めています。ただし、条例等に定めることにより秘密会にできる場合があります。

また、市民に分かりやすく議会の審議経過などを報告する議会報告会を開催し、議員が市民と直接対話する機会も設けるなど、本項の趣旨をいかした議会活動を展開しています。

【用語の説明】

①市民福祉の充実

ここでいう「福祉」とは、行政の分野における「福祉（児童福祉など）」を表すものではなく、市民全体の利益や幸福を意味しています。

《もっと知りたい自治基本条例》

Q 議会が「意思決定機関」とは、どういうこと？

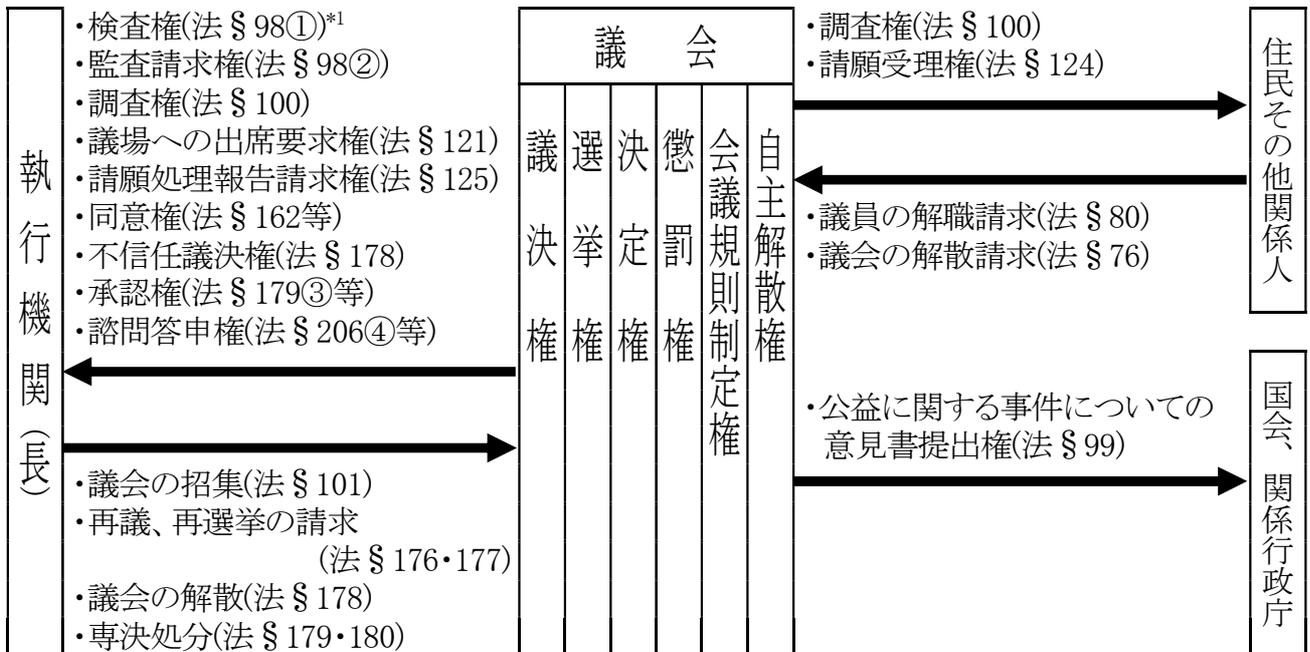
A 地方公共団体の議会は、条例の制定、改正及び廃止、予算を定め、決算を認定すること等当該地方公共団体の基本的かつ重要な事項を議決することを地方自治法で定められており、地方公共団体の重要な意思の決定を行うことから「意思決定機関」と言われます。

※ なお、議会は、厚木市の全ての意思決定に関わるわけではなく、市長がその権限に基づき意思決定を行うものもあります。

※ 議会は、次の図に示す権限を基に市民及び市長等と関わっています。

議会の権限と執行機関（長）等との関係図

(出典 総務省ホームページ 地方自治制度の概要から)



*1 「(法 § 98①)」は、「(地方自治法第98条第1項)」を省略して表記したものです。

(議員の役割及び責務)

第11条 議員は、議会の役割及び責務を認識し、地域の課題及び市民の意見を把握するとともに、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

2 議員は、職務に伴う調査研究活動等を通じ、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

【解説】

自治の担い手である議会を構成する議員の役割及び責務を定めています。

・ **第1項について**

議員は、議会の構成員であり、第10条に定める議会の役割及び責務を認識した上で、議会において議論を尽くすためにも、議員活動を通じて地域が抱える課題や市民の皆様の考え、意見等を把握すること、そして、常に公正かつ誠実な職務執行が求められることを定めています。

議員は、議員活動を通じて、地域が抱える課題やそこで生活し、又は活動する市民の意見を把握した上で、議会での審議に臨みます。前条では、「議会は、…市民の意思を把握し、…」と規定し、市民の「意思」と「意見」とを使い分けています。議会は、厚木市の意思決定機関として、議決に際して、自治の主体である市民の意思を反映させることが求められるのに対して、個々の議員は、市民の様々な意見を受け止め、議会における審議、討論等にかしっていくことが求められていることによるものです。

・ **第2項について**

議員は、意思決定機関である議会の一員として、厚木市の重要な案件を審議するとともに、自ら政策を立案し提案する権限も持っています。議員には、日頃の調査研究活動を通じて、自らの審議能力や政策提案能力を向上させるための努力が求められます。

第6章 市長、市長等及び市職員

(市長の役割及び責務)

第12条 市長は、経営感覚を持ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

2 市長は、政策等の意思決定に至る経過等について、多様な方法により市民への説明責任を果たさなければならない。

3 市長は、毎年度、市民及び議会に対して、市政運営の方針を示すとともに、その取組状況について説明しなければならない。

【解説】

この自治基本条例で定める自治の基本理念に基づき、厚木市における自治を進める上での、厚木市の代表者としての権限を有する市長の役割及び責務を定めています。

・第1項について

最近では、「自治体経営」、「都市経営」、「行政経営」というように、行政分野にも「経営」という考え方が浸透しつつあります。市長は、厚木市の代表者であるとともに、厚木市という自治体の経営者として、財源や人材など経営資源の効率的な活用を図るとともに、常に「最少の経費で最大の効果を挙げる」ための経営感覚を持って、公正かつ誠実に職務を行わなければならないことを定めています。

・第2項について

政策等の意思決定に至るまでの市長の説明責任について規定しています。

市民への説明責任を果たす上で、政策等の企画段階から意思決定に至るまでの意思形成過程に関する会議録などの情報は重要なものとなります。よって、「厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針」にのっとり、必要な文書を作成しておくことが求められます。

この自治基本条例では、第5条で自治の基本原則として「説明責任の原則」を定めているので、市長も様々なメディアの活用や説明の場の設定により市民及び議会に対して説明責任を果たさなければなりません。

・第3項について

市長が毎年度、市民及び議会に対して、市政運営の方針を示すとともに、その取組状況についても明らかにすることを定めています。

厚木市では、毎年、市議会2月定例会議において、市長が次年度の市政運営について施政方針演説を行っております。市長は、自ら表明した施政方針について、どのように、また、どこまで取り組むことができたのかをホームページ等を活用して、市民及び議会に対して説明責任を果たします。

※ 市長の権限については、地方自治法第147条から第159条までに規定されています。

第147条(長の統括代表権) 第148条(事務の管理及び執行権) 第149条(担任意務)

第152条(長の職務の代理) 第153条(長の事務の委任・臨時代理) 第154条(職員の指揮監督)

第154条の2(処分の取消及び停止) 第155条(支庁・地方事務所・支所等の設置)

第156条(行政機関の設置・国の地方行政機関の設置の条件) 第157条(公共的団体等の監督)

第158条(内部組織) 第159条(事務引継ぎ)

(市長等の役割及び責務)

第13条 市長等は、その権限及び責任において、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、事務事業の執行等について、市民への説明責任を果たさなければならない。

3 市長等は、相互の連携及び協力を図り、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

【解説】

この自治基本条例で定める自治の基本理念に基づき、厚木市における自治を進める上での、市長等の役割及び責務を定めています。

この自治基本条例では、第3条で市長を始めとする厚木市の各執行機関を「市長等」と定義しています。

・第1項について

市長等は、厚木市の行政を担う執行機関として、地方自治法その他の法律で定められた各執行機関の職務権限とその権限に伴う責任において、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならないなりません。

・第2項について

市長等は、実施する事務事業の企画立案、実施、評価及び改善のPDCAサイクルの各課程において説明責任を果たさなければならないなりません。

この自治基本条例では、第5条で自治の基本原則として「説明責任の原則」を定めていますので、市長等が説明責任を果たすことは当然のことですが、地方自治の制度上、市長等は、市民から行政運営を委ねられています。市長等による事務事業等の執行は、市民生活に影響を及ぼすものであり、市民に十分な説明を行う必要があることから、あえてこの規定を設けています。

・第3項について

市長等は、個々の執行機関として、それぞれが独立して、各分野において必要な行政機能を発揮していますが、厚木市という普通地方公共団体の事務事業の執行という全体の視点に立ったとき、各執行機関は、市長の総合調整権の下、それぞれの事務事業の執行に矛盾等が生じないように相互の連携や協力を図り、各執行機関が一体となって、行政機能を発揮することが必要になります。本項は、地方自治法第138条の3第2項の規定の確認的な内容となっています。

地方自治法（抜粋）

第138条の3 略

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 略

※ 市長等（執行機関）の職務権限

① 執行機関としての市長の職務権限

市長の職務権限については、35ページに記載したとおりですが、他の執行機関の事務に属さない市の事務は、市長が管理し、及び執行します。

② 教育委員会の職務権限

地方自治法第180条の8（教育委員会の職務権限等）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条（教育委員会の職務権限）

③ 選挙管理委員会の職務権限

地方自治法第186条（職務権限）

公職選挙法第5条（選挙事務の管理）

④ 監査委員の職務権限

地方自治法第199条（職務権限（定期監査、行政監査、随時監査（工事監査・学校監査）、要求監査及び財政支援団体等監査）、同法第75条（直接請求監査）、同法第98条（議会請求監査）、同法第233条（決算審査）、同法第235条の2（例月出納検査）、同法第241条（基金運用状況の審査）、同法第242条（住民監査請求の監査）、同法第243条の2（賠償責任監査）など

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条、第22条（健全化判断比率等の審査）

⑤ 公平委員会の職務権限

地方自治法第202条の2第2項（その他の委員会の職務権限等）

地方公務員法第8条（人事委員会又は公平委員会の権限）

⑥ 農業委員会の職務権限

地方自治法第202条の2第4項（その他の委員会の職務権限等）

農業委員会等に関する法律第6条（所掌事務）など

⑦ 固定資産評価審査委員会の職務権限

地方自治法第202条の2第5項（その他の委員会の職務権限等）

地方税法第423条（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）など

(市職員の役割及び責務)

第14条 市職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、公正、誠実かつ適切に行動しなければならない。

2 市職員は、社会状況の変化、市民ニーズ等を的確にとらえるとともに、事務事業の目的を常に認識し、職務を行わなければならない。

3 市職員は、政策等を立案し、及び遂行する能力の向上に努めなければならない。

【解説】

この自治基本条例で定める自治の基本理念に基づき、厚木市における自治を進める上での、市職員の役割及び責務を定めています。

・第1項について

公務員である市職員は、任用の際、地方公務員法第31条の規定に基づき、厚木市職員のサービスの宣誓に関する条例により「サービスの宣誓」をしなければなりません。サービスの宣誓とは、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを任命権者等の面前で宣誓することです。本項は、市職員にサービスの宣誓の内容を改めて認識することを求めた規定です。

地方公務員法（抜粋）

(サービスの宣誓)

第31条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

厚木市職員のサービスの宣誓に関する条例（抜粋）

(職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

・第2項について

市職員は、常に変化を続ける社会状況や市民ニーズを的確にとらえることができなければ、市民主体の自治を進めることはできません。

市職員は、与えられた事務事業をただ漫然とこなすのではなく、常に事務事業の目的を認識しながら職務を行うことにより、社会経済情勢の変化が事業計画に与える影響や、事務事業の目的と市民ニーズとの乖離の有無などを確実に把握し、事務事業の改善につなげなければなりません。

市職員が行う事務事業は、ある一定の目的を実現するための手段として選択され、実施されるものです。したがって、市職員がその目的を認識した上で、執行することにより、市民が期待する成果を挙げることが重要です。

・第3項について

この自治基本条例では、市民を自治の主体と定め、市民の意思に基づいたまちづくりを行うことを自治の基本原則としています。そのために、様々な方法により市民ニーズを把握し、

市民の意思を反映させた新たな政策等を立案し、確実に遂行するための能力が市職員には求められます。

職員に求められる能力としては、政策等を立案する段階では、政策等の目的の明確化、課題や問題の把握・分析（調査・分析能力）、そのための情報の収集（情報収集能力）、さらには政策等の企画に当たって説明を行うこと（行政内部における調整能力・プレゼンテーション能力）などです。そして、立案した政策等を、実際に遂行するための関係者等との調整能力も必要になります。

また、この自治基本条例第24条で法令等の解釈について定めていますが、企画し、実行しようとする政策等の内容によっては、法令や関係条例等を自主的に解釈し、積極的に条例を制定していくことが必要となります。市職員には、こうした能力も求められることとなりますので、人材育成に係る研修制度の充実はもとより、個々の市職員が自己の能力向上に意欲的に取り組む必要があります。

【用語の説明】

①市職員

市職員とは、一般職の職員（非常勤及び任期付きの職員を含みます。）のほか、常勤特別職員（副市長及び教育長）、非常勤特別職職員（教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、各種審議会等附属機関の委員など）、臨時的に任用された職員（アルバイト）のことをいい、それぞれの職務内容に応じた役割と責務を負います。

《もっと知りたい自治基本条例》

Q 派遣労働者、公の施設の指定管理者の従業員及び市との事務及び事業の委託契約に基づき当該委託業務に従事する者は、市職員に含まれるのでしょうか。

A これらの者については、公務員としての身分を保障されているわけではありませんので、直接的には市職員に含まれませんが、派遣労働者は労働者派遣契約、指定管理者は協定書、委託業務従事者は委託契約において、それぞれ市職員に係る規定の遵守について条件を付すことは可能だと考えます。

②市民全体の奉仕者

日本国憲法第15条第2項では「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と、また、地方公務員法第30条第1項では「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定しています。

地方分権の進展に伴い、住民自治の拡充を図ることを目指すこの自治基本条例において、地方公務員である市職員には、当然のこととして市民全体の奉仕者であることの自覚が求められます。

※法律の条文は、原文のまま引用しています。（下線部）

第7章 行政運営

(行政運営の基本事項)

第15条 市長等は、自治の基本原則に基づき、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行うものとする。

2 市長等は、政策等の優先性を考慮するとともに、厚木市の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行うものとする。

3 市長等は、市民福祉の充実及び成果重視の視点により、行政運営を行うものとする。

【解説】

市長等が厚木市の自治の確立を目指して、行政運営を行う上で、最も基本とすべき事項を定めています。

・第1項について

政策や事務事業について「企画立案 (Plan)」、「実施 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」のいわゆるPDCAサイクルを確立させ、これら各過程において市民参加と協働の手法を取り入れ、行政運営を行うことを定めています。これは、行政運営に幅広く市民の意思を反映するとともに、協働の対象を拡大することを意図しています。

・第2項について

地方自治法第2条第14項で「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されていて、これは、自治体運営の基本原則とされています。

市長等が政策や事務事業を遂行する上で、常に市民ニーズや社会経済情勢を把握し、政策等の必要性、緊急性等に応じて優先順位を考慮するとともに、厚木市の資源の活用を図り、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行わなければなりません。

・第3項について

市長等は、行政運営を行うに当たり、常に市民が幸福感や満足感を得られているか、また、それぞれの事務事業の目的に見合った成果を挙げられたかを心掛けなくてはなりません。

【用語の説明】

①厚木市の資源

「厚木市の資源」の活用例としては、地場産品を学校給食に活用すること（いわゆる地産地消）、地場産品を活用したシティセールスの展開などが挙げられます。また、契約の発注に当たって、市内業者の受注機会の確保に配慮するなど、厚木市の資源である市内業者の育成にも力を入れています。

その他、創意工夫により効果的な事業展開を行ったり、創造性豊かな政策を立案し、遂行することができる市職員も厚木市の貴重な資源といえます。

③市民福祉の充実

ここでいう「福祉」とは、行政の分野における「福祉（児童福祉など）」を表すものではなく、市民全体の利益や幸福を意味しています。

(総合計画)

第16条 市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。

3 市長等は、総合計画以外の計画を策定するときは、総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努めるものとする。

【解説】

厚木市における最上位計画である「総合計画」について定めています。

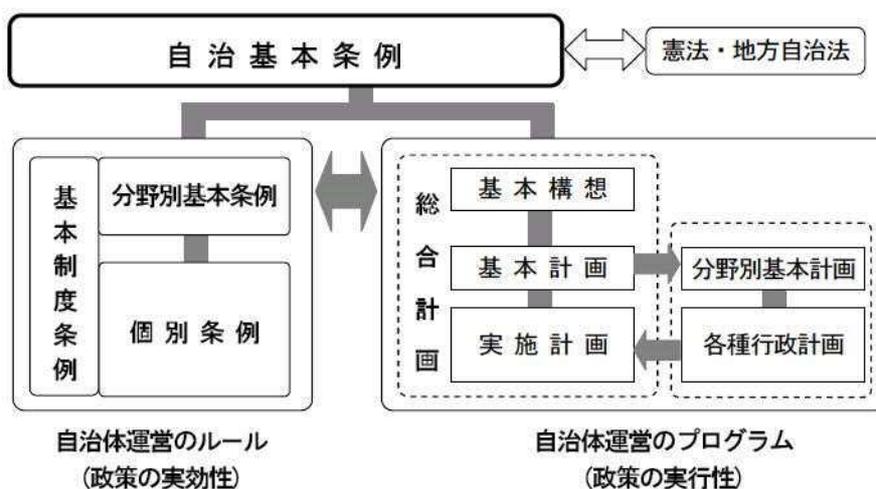
・第1項について

厚木市の最上位計画とされる総合計画についても、この自治基本条例に定める基本理念、基本原則等に従って策定することを定めることにより、この自治基本条例と総合計画との関係を明確にしようとしています。

現行の第9次厚木市総合計画（あつぎ元気プラン）は、基本構想、基本計画及び実施計画からなる三層構造となっています。基本構想は、議会の議決を経て、厚木市の最高指針として成立していますが、この自治基本条例においても、基本構想について「行政運営を総合的かつ計画的に進める」と規定することにより、厚木市の計画体系における基本構想を含む総合計画の最上位性を示しています。

この自治基本条例と総合計画の関係を図で示すと、下図のようになります。総合計画は、自治体運営の具体的計画（プログラム）を定めたもので、時限のある政策指針としての性格を有しているのに対して、この自治基本条例は、自治体運営のルールを定めたもので、時限のない法規範としての性格を有します。つまりは、この自治基本条例を器（ルール）とすると、総合計画はその中身（プログラム）という関係にあるといえます。

【自治基本条例と総合計画との関係】



・第2項について

この自治基本条例を制定した時点では、市町村は、地方自治法に基づき議会の議決を経て基本構想を定めることが義務付けられていましたが、自治基本条例の内容を検討する中で、基本構想を始めとする総合計画は、厚木市の自治を着実に実行していくためのプログラムであり、自治基本条例に位置付ける必要があるとされたことから、あえて基本構想の策定を議会の議決事項と規定したものです。

現行の第9次厚木市総合計画は、「厚木市新総合計画市民・職員協働検討会」で検討を重ね、提言をいただき、併せて「厚木市新総合計画策定に係る市の取組に関する意向調査」を実施するなど様々な市民参加を得て策定されました。

この自治基本条例でも、第29条で計画の策定、改正又は廃止に際して多様な市民参加の機会を設けるよう規定しています。厚木市の最上位計画とした総合計画も例外ではなく、多くの市民参加を得て、市民の意思を十分に反映させた上で、市長が基本構想の原案を策定する必要があります。こうして作り上げた基本構想を成立させるには、自治の担い手である議会の関与は欠かせません。

・第3項について

市長等が総合計画以外の計画（現行の総合計画の基本構想、基本計画及び実施計画以外の計画で、個別計画とされているものをいいます。）を策定しようとするときは、総合計画との整合を図り、計画相互の体系化に努めることを定めています。

個別計画は、総合計画の基本政策分野ごとに分類、体系化されていますが、それぞれの個別計画間で同様の事項に関する計画を有する場合は、計画期間や内容を統一して定めるよう努めます。

【用語の解説】

①この自治基本条例の趣旨

この自治基本条例の前文、目的、基本理念及び基本原則で規定されている、厚木市の自治の在り方に対する根本的な考え方が、この自治基本条例の趣旨に当たります。具体的には、「活力に満ちた心豊かに暮らせる自立した厚木市の創造を目指し、自然や文化、人と人との絆を大切にし、自治の担い手である市民、議会及び市長等が協働により自治（厚木市に係る事柄は厚木市の責任と権限において、また市民の意思に基づき決定し行うこと）を進めること」といえます。

(組織等)

第17条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うための、市民に分かりやすい組織を形成するものとする。

2 市長等は、市職員がその能力及び適性をいかすことができるよう、人事配置を行うとともに、市職員が常に能力向上に取り組むことができるよう、人材育成の基本方針を策定するものとする。

【解説】

市長等が行政運営を行う上で必要となる組織の形成並びに職員の適材適所となる人事配置及び人材育成について定めています。

・第1項について

市長等は市民の望む行政運営を着実に進めていくため、意思決定が早い、機動性に富んだ、横断的な解決を図れる組織が必要です。また、市民の声を行政運営に効果的に反映させていくためにも、組織名から業務内容が容易に推測されるなど、組織は、市民にとって分かりやすいものであることが求められます。

・第2項について

市長等は、適材適所となる人員配置を行い、市職員の自発的な能力向上を促すための人材育成の基本方針を策定します。

厚木市では、平成15年3月に厚木市人材育成基本方針を策定し、職員像を「住民や地域への貢献を最優先に考え意欲と情熱をもって職務に取り組む職員」と定めています。

また、厚木市では平成15年4月から人事評価制度を導入し、評価に基づく、適正な人員配置を行い、市職員の能力及び適性を業務にいかせるよう努めています。

(行政評価)

第18条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価（行政運営を一定の基準に従い評価し、その結果を改善に結びつけることをいう。以下同じ。）を実施するものとする。この場合において、市長等は、市民が参加する評価の方法を取り入れるよう努めなければならない。

2 市長等は、行政評価の結果を公表するとともに、その結果を踏まえた行政運営を行うものとする。

【解説】

第15条で行政運営の基本事項として、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立させることを規定しています。本条では、このサイクルの評価に当たる「行政評価」を実施することを定めています。

1990年代後半から多くの自治体で、行財政運営の効率化、説明責任の確保、職員の意識改革等を目的として、行政運営を一定の基準に従って評価し、その評価結果を行政運営の改善に結びつける取組が行われてきました。この取組を「行政評価」と呼びます。

厚木市では、平成17年度から行政評価を取り入れ、平成19年度には「事業仕分け」を実施、平成20年度からは外部評価委員会による外部評価の手法も取り入れています。

・第1項について

地方分権の進展や市民ニーズの多様化に伴い、事業等の選択と集中が求められる中、効果的かつ効率的な事業等の選択を行うため、行政評価を実施します。評価には、その対象により、政策評価、施策評価及び事業評価があります。

行政の無駄を省くには、市民の視点をいかすことも必要です。市長等が行政評価を実施するときは、市民が参加できることが求められます。

・第2項について

市長等は、行政評価を実施したときは、その結果を公表します。公表は、広報あつぎ、市ホームページ、市政情報コーナー、行政評価主管課窓口、各地区市民センターなどを通じて行うことが想定されます。

市長等は、翌年度の予算編成にも反映させるなど、行政評価の結果を行政運営に反映させることが必要です。

厚木市の行政評価（外部評価）の変遷

1 厚木市事業の仕分けの実施（平成19年度）

事務事業の在り方を改めて考え、事務事業の再編、整理、廃止、統合を進め、多様化する行政需要への対応と効率的な自治体経営を実現することを目的に実施

平成19年度の全ての事業のうち、(1)受益者負担を考えるべき(2)運営改善の余地があるなどの理由で35事業を選定し、他市職員と市職員によ編成した4チームで仕分けを行いました。1チーム6人（コーディネーター1人、評価者5人）で担当職員による事業内容の説明の後、約30分間意見を交換し、「そもそもこの事業が必要か」、「民間に任せるべき」、「改善を図るべき」、「現行どおり」などの評価をしました。

2 外部評価の実施（平成20年度から）

市民の視点、専門的・経営的な視点から、事務事業の成果を検証し、改善・改革につなげる行政評価として実施

当該年度の全ての事務事業のうち、公募市民と学識経験者などで組織する厚木市行政改革調査委員会外部評価部会により選定された事業について、公開の場で評価を行い、「現行どおり」、「要改善」、「廃止」などの評価をしました。

外部評価の実施に当たっては、公募によるモニターの参加や外部評価実施のインターネット中継など様々な試みにより、市民参加の充実を図っています。

(財政運営)

第19条 市長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うものとする。

2 市長は、総合計画の着実な推進を目指し、その進捗状況を踏まえた予算編成を行うものとする。

3 市長は、財政運営の透明性を高めるため、財政状況を公表するものとする。

【解説】

自立した自治を継続していくためには、健全な財政運営を維持することが重要であることから、最少の経費で最大の効果を挙げるための計画的な財政運営について定めています。

予算の調製権及び執行権は、地方自治法第149条第2号の規定により、普通地方公共団体の長の担当事務とされていることから、本条の主語は「市長」としています。

・ **第1項について**

行政運営を総合的かつ計画的に進めるための厚木市の最上位計画となるのが総合計画であり、第9次厚木市総合計画を構成している基本構想は12年間、基本計画は6年間、実施計画は3年間という計画期間で策定されています。これらをもって「中長期的な展望」と表現しています。

・ **第2項について**

市長は、厚木市の行政運営を進めていく上での最上位計画である総合計画の進捗状況を常に把握し、その着実な推進に必要な予算編成を行うことを定めています。

・ **第3項について**

厚木市の財政の根幹を成すものは税であることから、市長は、その使い道について市民に説明責任を果たすことにより、財政運営の透明性を確保しなければなりません。そのため、財政状況を広報あつぎ、市ホームページ等を通じて分かりやすく公表します。

(危機管理)

第20条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他の非常時に備えた関係機関等との連携を始めとする総合的な対策を講じなければならない。

2 市民は、非常時においては、自助及び共助の精神の下、互いに協力し、事態に対処するよう努めなければならない。

【解説】

市長等及び市民の各種災害の発生等緊急時における危機管理について定めています。

・ **第1項について**

市長等が各種災害等から市民を守るため、警察、保健所などの関係機関、近隣市町村との連携、防災姉妹都市、災害時の職員派遣協定、民間との各種災害協定の締結のほか、厚木市地域防災計画、厚木市国民保護計画等の見直し、防災訓練の実施、災害時における市職員配備計画、行動マニュアルの策定など、様々な対策を講じています。

・ **第2項について**

非常時における市民の心構えを規定しています。市民は、災害時においては、自助及び共助の精神により相互に協力することが求められます。

平成7年に発災した阪神・淡路大震災における救助活動の割合は、自助（7割）：共助（2割）：公助（1割）だったと言われています。災害の発生は、必ずしも昼間の活動中の時間帯とは限りません。また、大規模な災害であればあるほど公助による救助活動が行き渡るまでは時間を要することになると考えられます。平成23年に発災した東日本大震災の経験も踏まえ、いざと言うときには、まずは、自分や家族の安全は自分たちで守ること、そして、初期消火や初期救助活動には共助により近隣や地域で力を合わせるような日頃から地域における絆を深めておくことが大切です。

【用語の説明】

① **自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他の非常時**

自然災害 ⇒ 地震、大雨等による土砂、浸水災害等

重大な事故及び事件 ⇒ 大規模火災、爆発、航空機の墜落、テロ等（原因により事故と事件は区別されます。）

感染症の拡大 ⇒ 新型インフルエンザその他人に対して感染力の強い伝染病のほか、狂牛病、口蹄疫などの家畜伝染病などの感染被害の拡大

② **自助及び共助の精神**

自助 ⇒ 自分でできることは、自分自身で行うこと。自らの安全は、自ら守ること。

共助 ⇒ 個人のみでは解決困難なことを、住民や事業所、ボランティアの人たちが自主防災組織を結成するなど地域で協力して行うこと。自分たちのまち（地域）は、自分たちで守ること。

公助 ⇒ 県、市町村、消防、警察、自衛隊等の公的機関による救助・救出活動や支援物資の提供など。

(情報の公開等)

第21条 議会及び市長等は、行政文書を分かりやすく作成し、かつ、適正に保管するための仕組みを整備するものとする。

2 議会及び市長等は、保有する情報の公開を市民が請求することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

市民共有の財産である行政文書について、この自治基本条例に定める情報共有の原則に基づき、市民との情報の共有を図るための仕組みの整備及び情報公開について定めています。

・ **第1項について**

議会及び市長等は、行政文書を作成するときは、情報公開を前提として、誰の目からも分かりやすい内容とするとともに、個人情報等が漏えいすることがないように、また、市民が情報公開請求する際に目的の行政文書を特定しやすくするために、行政文書の目録を作成したり、保存年限の見直しをするなど、行政文書の適正な保管のための仕組みを整備する必要があります。

厚木市では、徹底した情報公開の推進を目指し、市政に対する市民の信頼確保と市民への説明責任を果たすため、「厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針」において、行政文書の確実な作成と適切な保存管理について定めています。その中で、行政文書の定義を、「決裁又は供覧の手続を経ているかどうかにかかわらず、職務上作成し、又は取得した文書であって、組織的に用いるものとして保有しているもの」と定め、外部から取得した文書まで含めるものとしています。

・ **第2項について**

情報共有の原則の下、市民との情報共有を一層図る上で、情報公開制度は不可欠です。厚木市では、平成4年に「厚木市公文書公開条例」を制定し、情報公開に積極的に取り組んできました。国が「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」を制定し、平成13年4月1日から施行したことに伴い、厚木市公文書公開条例を「厚木市情報公開条例」としてリニューアルし、平成14年4月1日から施行しました。

また、平成23年4月には、厚木市積極的な情報公開の推進に関する要綱を制定し、より一層積極的な情報公開（情報の公表、提供）に努めています。

公開決定等に対する不服申立についても、実施機関からの諮問に応じて調査審議する救済機関としての「厚木市情報公開審査会」を設置するなど、情報公開の推進に必要な措置も講じています。この規定は、厚木市情報公開条例の根拠ともなる規定です。

(個人情報の保護)

第22条 市民、議会及び市長等は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならない。

2 議会及び市長等は、保有する個人情報の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

厚木市の自治を進める上で、市民、議会及び市長等が保有する個人情報がみだりに利用されるようなことがあっては、市民の権利利益の保護が図れないことから、個人情報の保護について定めています。この規定は、厚木市個人情報保護条例の根拠ともなる規定です。

・ **第1項について**

市民、議会及び市長等は、市民の権利利益を保護するため、それぞれが保有する個人情報を適正に管理するとともに、利用しなければなりません。個人情報が適正に管理、利用されることにより、漏洩等の防止が図られ、個人情報は保護されます。

なお、市民の権利利益とは、個人情報の取扱いに伴って保護する必要のある市民の権利利益一般をいい、個人情報の取扱いに伴うものであれば、経済的なあるいは社会生活上の利益を含むほか、一般にプライバシーとして議論される人格的な利益も含まれます。

厚木市個人情報保護条例

(目的)

第1条 この条例は、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的な人権を擁護することを目的とする。

・ **第2項について**

個人情報については、市民の権利利益を保護するためにも、その管理は厳正に行われなければなりません。また、厚木市個人情報保護条例は、厚木市の実施機関（議会、市長等及び処分権限を有する指定管理者をいいます。）が保有する個人情報に関して、自己に関する個人情報の開示を請求する権利、事実に関して誤りがある場合には訂正を請求する権利及び厚木市個人情報保護条例の規定に違反して収集、利用、提供されている場合には利用停止を請求する権利を明確にするとともに、保障しています。これらの権利を守るためにも、個人情報は適正に利用されなければなりません。

厚木市では、平成4年に「厚木市個人情報保護条例」を制定し、個人情報の適正な管理及び利用に取り組んできました。国が「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を制定し、平成17年4月1日から施行されたことに伴い、厚木市個人情報保護条例もリニューアルし、同日から施行するとともに、個人情報の開示決定等又は訂正等の決定等に対する不服申立について、実施機関からの諮問に応じて調査審議する救済機関としての「厚木市個人情報保護審査会」を設置し、個人情報の適正な管理及び利用の推進に努めています。

(法令遵守)

第23条 市民、議員、市長及び市職員は、公正な自治を推進するため、法令及び条例等を遵守しなければならない。

【解説】

厚木市における公正な自治の推進のため、自治に関わる者に対して法令の遵守を義務付けることを定めています。

議会及び市長等は、法令により与えられた権限を行使することから、当然のこととして法令等を遵守しなければなりません。そのためには、議会を構成する個々の議員や市長等を補佐する市職員が法令等の遵守の意識を高めることが重要です。そうしたことから本条では、主語を「市民、議員、市長及び市職員」としています。

一方で、市民も自治の主体として、積極的にまちづくりに参加し、協働する中で、公正さが求められます。そうしたことから、市民にも、同様に法令遵守を義務付けています。

(法令の解釈等)

第24条 議会及び市長等は、市民ニーズ又は行政課題に対応した政策等を主体的に推進するため、この自治基本条例の趣旨にのっとり、法令及び条例等を自主的に解釈するとともに、条例等を制定することにより、積極的な市政運営を推進するものとする。

【解説】

議会及び市長等は、市民が何を必要としているか、厚木市が抱える課題は何かを常に把握することに努め、これらを反映させた政策等を主体的に企画立案し、着実に実施していかなければなりません。

そのためには、市職員の法務能力を高め、厚木市が自ら制定する条例等のもとより、法令についても、より積極的に自主的な解釈を行う必要があります。

政策を実施し、その目的を実現するためには、厚木市に関係する法令や条例等を自主的に（厚木市の実情を踏まえて）解釈する（自治解釈権）だけでなく、場合によっては新たに条例等を制定する（自主立法権）ことも必要になります。こうした法（条例）を政策実現のための手段としてとらえ、立法、運用（執行）等を行う取組を「政策法務」といいます。

地方分権一括法による地方自治法の改正により、同法第2条に第11項から第13項までの規定が設けられ、地方公共団体に関する法令の規定の在り方、解釈・運用の在り方、そして自治事務に関する国の配慮義務が明らかにされました。中でも地方自治法第2条第12項前段は「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない」と規定し、また、同法第138条の2は「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」と規定しており、これらを法令等の自治解釈権の根拠と捉えています。

また、地方自治法第14条第1項では「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる」と規定しており、第2条第2項の事務とは、「地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」であり、法令に違反しない限りにおいては、法定受託事務についても条例制定権は及ぶと言われています。こうしたことから、厚木市に関する事務事業や政策等を実施していくためのツールとして積極的に条例を制定し、活用を図ります。

【用語の説明】

①この自治基本条例の趣旨

この自治基本条例の前文、目的、基本理念及び基本原則で規定されている、厚木市の自治の在り方に対する根本的な考え方が、この自治基本条例の趣旨に当たります。具体的には、「活力に満ちた心豊かに暮らせる自立した厚木市の創造を目指し、自然や文化、人と人との絆を大切に、自治の担い手である市民、議会及び市長等が協働により自治（厚木市に係る事柄は厚木市の責任と権限において、また市民の意思に基づき決定し行うこと）を進めること」といえます。

《もっと知りたい自治基本条例》

Q 「政策法務」をもっと知りたい。

A 地方分権の進展に伴い、新たに取り組みられてきた分野であり、「政策法務」について、定まった定義はありません。「政策法務」を研究している方達による定義の例を紹介します。

○ 法を政策実現の手段としてとらえ、そのためにどのような立法や法執行・評価が求められるかを検討しようとする、自治体において主として自治体職員が行う実務および理論における取組および運動（山口道昭氏^{*1}『政策法務入門—分権時代の自治体法務』信山社出版2002年）

○ 法を政策実現の手段としてとらえ、そのためにどのような立法・法執行・争訟評価が求められるかを検討しようとする、実務および理論における取組み（礒崎初仁氏^{*2}『政策法務の新展開—ローカル・ルールが見えてきた（自治体改革4）』ぎょうせい2004年）

○ 法を政策実現の手段としてとらえ、有効かつ効果的に地域固有の課題の解決や政策の推進を図るために、法令を地域適合的に解釈運用し、地域特性に応じた独自の条例を創る法的な活動（出石稔氏^{*3}『自治体職員のための政策法務入門シリーズ』第一法規2008～2009年）

（出典 政策法務事典 金子仁・北村喜宣・出石稔 共著 ぎょうせい）

*1 山口道昭氏 立正大学法学部教授・厚木市自治基本条例策定委員会会長

*2 礒崎初仁氏 中央大学法学部教授・厚木市専門委員（教育委員会）（平成20年度から22年度）

*3 出石稔氏 関東学院大学法学部教授・厚木市専門委員（平成19年度から平成28年度）

(行政手続)

第25条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行わなければならない。

2 市長等は、行政手続について必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続について、あらかじめ明確なルールを設け、市民に示した上で、適正に行わなければならないことを定めています。この規定は、厚木市行政手続条例の根拠ともなる規定です。

・ **第1項について**

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行わなければならないなりません。審査基準や処分基準のほか、標準処理期間を定めることにより、行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかとなり、かつ、全ての市民に対して同じ基準が適用されることによって公正の確保が図られます。行政手続に関するルールをあらかじめ市民に対して明確にしておくことは、市民の権利利益の保護の観点からも重要なことです。

・ **第2項について**

厚木市では、平成10年に「厚木市行政手続条例」を施行し、処分、行政指導及び届出に関する手続を定めておりますが、平成26年6月の行政手続法が改正されたことを踏まえ、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、同法の改正趣旨にのっとり、更なる市民の権利利益の保護の充実を図る観点から「処分の求め」や「行政指導の中止の求め」ができるよう改正しております。厚木市行政手続条例では、根拠を条例又は規則に置く処分、行政指導及び届出について、審査基準、処分基準及び標準処理期間を設定し、公表することが定められていますが、市民に対する透明性の更なる向上を図るため、要綱等に基づく手続についても同様の措置を講じております。

【用語の説明】

① **処分、行政指導及び届出**

「処分」とは、市長等の処分その他公権力の行使に当たる行為をいいます。

「行政指導」とは、市長等が、その任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいいます。また、行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項等を示さなければならないこととしています。

「届出」とは、市長等に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除きます。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているものをいいます。

なお、「申請」は、条例等に基づき、市長等の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」といいます。）を求める行為であって、当該行為

に対して市長等が諾否の応答をすべきこととされているものとされ、手続としては処分に含まれます。

「行政指導の中止等の求め」とは、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思われるときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができます。なお、申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないこととなります。

「処分等の求め」とは、市の機関が行う法令に違反する行為の是正を求める行政指導で、根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものの相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができます。

(市民からの要望等への対処)

第26条 市長等は、市民からの要望、苦情等への対処の仕組みを整備するものとする。

2 市長等は、市民から要望、苦情等があったときは、迅速かつ適切に対処し、その経過及び結果について回答するものとする。

【解説】

・第1項について

市長等に対して、市民からは様々な形で、要望、苦情等が寄せられます。市民からの要望、苦情等を真摯に受け止め、適切に対応するために必要な仕組みを整備することについて定めています。

要望、苦情等には、「要望」、「苦情」、「相談」及び「意見」が含まれます。市政に関することだけでなく、市民からは様々な苦情が寄せられます。市民から寄せられる声に対して、市長等及び市職員は、積極的に耳を傾け、対処していくことが求められるのです。市民は、厚木市で生活し、勤務し、活動する中で様々なことに気づき、より良いまちづくりを求めて、市に対して声を寄せてくれるのですから、こうした声に応えて、反省すべき点は反省し、改善できるものは改善していくことがより良いまちづくりへとつながっていくことになります。

仕組みについては、市民から寄せられた声を「要望」、「苦情」、「相談」及び「意見」のいずれとして処理すべきか、その振り分けをどうするか、また、内容によっては、解決に至るものとそうでないものがあり、どこまで対処するかなどの対処の基準、各窓口等に寄せられた要望等を個々に処理するのか、又はいずれかの部署で集約して処理するのかといった対処の方法、対応経過を記録、苦情に関してはその原因となった事項が明らかなきはその当該原因事項の再発防止の対策などが想定されます。

・第2項について

要望、苦情等に対しては、迅速かつ適切に対処することが求められます。また、この自治基本条例に定める自治の基本原則に「説明責任の原則」があります。この条の規定は、この説明責任の原則に基づく、応答義務について定めたものでもありますので、市民から寄せられた要望、苦情等に対して、対処の経過や結果について説明を尽くす必要があります。また、市民からの要望、苦情等については、必ずしも解決に至らないものや財政的な措置を伴うため時間がかかるものなどがあります。こうした事案については、要望、苦情等を寄せられた市民に対して、経過等をお知らせすることが必要です。

(行政処分等に対する不服への対処)

第27条 市長等は、行政処分等に不服がある市民の申出に対して迅速かつ適正に対処するため、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

行政処分等に対して不服がある市民の申出があった場合に、迅速かつ適正に対処するために必要な措置を講ずることを定めています。

例えば、市民からの厚木市に対する許可申請が不許可とされた場合や標準処理期間を過ぎても申請に対する許諾の判断が示されない場合（不作為）には、厚木市の対応に納得がいかない、不服があるといったことが想定されます。このように、市長等が行った行政処分等（不作為を含む。）に対して不服があるときは、行政不服審査法に基づき、行政処分等を行った市長等に対して「審査請求」という形で行政処分等の内容の見直しを求めることができます。これは、市民の権利利益の救済のための制度です。

市長等が行った行政処分等に対して市民に何らかの不服があるということは、その市民は、当該行政処分等により自らの権利利益を侵害されたと思っっているということであり、その市民から審査請求があった場合は、迅速かつ適正に対処しなければなりません。

国が法律により定めている制度ではありますが、速やかに市民の権利利益の救済が図られるよう厚木市として必要な措置を講ずることが必要です。

市民の中には、行政不服審査制度が必ずしも浸透しているわけではないため、行政処分等に不服があってもそのままにしてしまう市民も少なくないと考えられます。そのため、行政処分等に対して不服がある場合の教示を的確に行うことや、処分庁となる課等の窓口に行政不服審査制度に関するチラシや審査請求に関するマニュアルを布置することなどにより、市民に対して制度を分かりやすく説明し、制度の活用を促すことも必要です。

【用語の説明】

①行政処分等に不服がある市民の申出

本条が想定している「不服」とは、行政不服審査法の対象となるものです。また、「行政処分等」とは、市長等による行政処分又は不作為を指します。

市民の中には、行政不服審査法による不服申立の制度が必ずしも浸透しているわけではないため、行政処分等に不服があってもそのままにしてしまう市民も少なくないと考えられます。そうした市民に対して、制度を分かりやすく説明し、制度の活用を促すことも必要なことです。

第8章 参加及び協働の推進

(政策等に対する意見等)

第28条 市長等は、市民の意見等を政策等に反映する仕組みを整備するとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

【解説】

市民が日常的、主体的に提出する政策等に対する意見の取扱いなどに関する仕組みを整備すること及び提出された意見に対する考え方等を公表することを定めています。

ここで規定する市民の意見等とは、市長等の投げ掛けに応える形で提出されたものではなく、市民が主体的に提出した意見や市民が提供した情報をいいます。様々な分野で、専門的な知識を有する市民からいただいた情報や意見を大切に活用することが必要です。また、市民から提出される意見等とこれに対する市の考え方については、第5条に定める「情報共有の原則」及び「説明責任の原則」に基づき、広く公表することが求められます。

厚木市では、これまで『「わたしの提案」実施要綱』により、市民からの市政に対する提案を取り扱ってきましたが、平成26年4月には同要綱を改正し、市民が提案する際に、政策提案として意見等を提出できる仕組みに改め、より政策等に対する提案をしやすい環境としたところです。

特に、公表に関しては、意見等を提出した市民の氏名を公表しないのは当然ですが、提出した市民が特定されないよう加工し、類型化するなど、自由な意見の提出を阻害しないよう配慮する必要があります。

(条例等の制定等への市民参加)

第29条 市長等は、次に掲げる行為を行おうとするときは、その行為の内容に応じて、関連する情報を市民に提供するとともに、市民意見等提出手続の実施等多様な市民の参加の機会を設けることにより、市民の意見等の提出を求めるよう努めるものとする。

- (1) 条例等の制定、改正又は廃止
- (2) 計画の策定、改定又は廃止
- (3) その他重要な政策等の策定

2 市長等は、前項の規定により市民から提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

【解説】

条例等の制定等、計画の策定等の際に必要な市民参加の機会（パブリックコメント等）を設けることを定めています。

・第1項について

厚木市では、これまでも市民意見等提出手続（パブリックコメント）を始め、フォーラム、説明会、アンケート等の実施により様々な市民参加を得て、政策等へ市民の意思を反映させてきました。この自治基本条例を制定するに当たり提言書を提出していただいた「厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議」も市民参加の手法の一つです。

自治の主体は市民であり、市民の意思に基づいたまちづくりを進めていくためには、できる限り市民参加の機会を設けて、より多くの市民から多様な意見を提出していただくことが必要になります。多様な市民の参加の機会を設けることは、意見等を提出していただいたり、情報を提供していただくことが目的ですので、市民が意見を述べたり、提出したりしやすい工夫が求められます。

この項では、どのような時に市民参加の機会を設ける必要があるのかをより明確にするため、各号で例示をしています。

第1号では、条例等を制定、改正及び廃止する場合を掲げています。「その行為の内容に応じて」に該当するものとして、市の基本的な制度を定める条例、市民に義務を課し、又は権利を制限する条例のほか、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則及び告示や行政指導に係る要綱などを制定、改正及び廃止する場合があります。

第2号では、計画を策定、改定及び廃止する場合を掲げています。基本構想や基本構想に基づく基本計画など市の基本的な政策を定める計画、個別の分野における基本方針その他基本的な事項を定める計画のほか、重要な事業に関する計画などを策定、改定及び廃止する場合があります。

第3号では、第1号及び第2号に該当しない重要な政策等を策定する場合を掲げています。計画を策定しないが、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える重要な事業や、市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定、公の施設の廃止などが考えられます。

・第2項について

市長等は、様々な市民参加の機会を設けることにより、市民から意見等が提出された場合には、第5条に規定する「情報共有の原則」及び「説明責任の原則」に基づき、当該意見等の概要及びそれらに対する市の考え方を分かりやすく、かつ、情報を得やすい形で、広く公表

することにより、市民との情報の共有を図ります。

ただし、公表に関しては、意見等を提出した市民の氏名を公表しないのは当然ですが、提出した市民が特定されないよう加工し、類型化するなど、自由な意見の提出を阻害しないよう配慮する必要があります。

○ 厚木市市民参加条例に基づく市民参加手続の実施

自治基本条例第29条の趣旨にのっとり、市民参加を実施することにより、市民の意思に基づいたまちづくりを推進することを目的として、具体的な市民参加の仕組みを定めた「厚木市市民参加条例」を制定し、平成24年4月1日から施行しました。

厚木市市民参加条例では、自治基本条例第29条第1項各号に掲げる行為（以下「対象行為」といいます。）を対象として、軽微な改正など一部の場を除いて、市民参加手続の実施を義務付けています。また、対象行為の内容に応じて、複数の市民参加の機会を設けることとしています。厚木市市民参加条例の詳細な解釈及び運用については、厚木市市民参加条例逐条解説を参照してください。

厚木市市民参加条例で定められている市民参加の手法は、次のとおりです。

市民参加の手法	厚木市市民参加条例による定義等
審議会等の開催	59ページ、第31条（審議会等の運営）を参照してください。
パブリックコメント手続	自治基本条例第29条第1項の市民意見等提出手続のことをいい、市民の意見等を聴取すべき事案（以下「対象事案」といいます。）に市民の意見等を反映させるため、当該対象事案に係る必要な事項を公表して広く市民の意見等を募集し、当該意見等及び当該意見等に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいいます。
意見交換会	対象事案の合意形成に資するため、当該対象事案について、必要な事項を市民に説明し、及び市民と意見交換を行う機会をいいます。
市民会議	対象事案について様々な視点から検討するため、実施機関が設置し、市民の運営により当該対象事案について議論を行う機会をいいます。
ワークショップ	対象事案に係る多様な市民の提案を引き出すため、実施機関と市民とのグループ討議等の共同作業を行う機会をいいます。
意向調査	対象事案について市民の意見等を把握するため、当該対象事案に係る調査項目を設定し、定めた期間内に市民に当該調査項目に対する回答を求めるものをいいます。

※ 表中の「実施機関」とは、市長、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(事業の実施に係る市民参加)

第30条 市長等は、総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明会の開催等市民が意見等を述べることができる機会を設けるよう努めるものとする。

【解説】

事業の実施段階での市民参加の機会を設けるとともに、事業を円滑に実施するため、総合計画に定める重要な事業に着手しようとするときは、改めて市民からの意見や提案を求めることについて定めています。

「総合計画に定める重要な事業」とは、総合計画実施計画事業のうち、いわゆる「大型プロジェクト」として位置付けられるものなど、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える事業などをいいます。このような重要な事業については、計画立案の段階でも十分な市民参加を得て、実施していくことが決定されたものであり、円滑な実施が望まれるところです。そのために、現在も、説明会等が様々な形式で行われてはおります。これは事業の実施段階に至って事業の賛否についての意見を聴く趣旨のものではなく、事業の実施方法等を市民に説明し、市民が意見や要望を述べ、又は情報を提供する機会を設けることにより、事業の実施方法に市民の意見を反映させようとするものです。

(審議会等の運営)

第31条 市長等は、附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 市長等は、審議会等の委員を適正に選任するとともに、その選任理由等について説明しなければならない。

3 審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。

4 審議会等は、必要に応じて、関係者からの意見等の聴取その他の効果的な方法により市民の意見等を求め、その意見等を審議に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

政策の立案等に当たって、市長等が意見を聴くために設置された審議会等への市民の参加は大変重要であることから、審議会等への市民の参加について定めています。

・第1項について

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置される附属機関及び有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として規程等により設置する附属機関に類する機関（これらを総称して「審議会等」といいます。）の委員に公募制を取り入れることについて定めています。

公募委員の割合については、審議会等の設置目的、審議内容、専門性等により、市民参加の可能性の程度の違いを判断することになります。その度合いにより、委員全体に対する公募委員の割合を勘案していくこととなります。

現在、厚木市では、審議会等の公募委員数については、原則として、委員総数の20パーセント以上としています。20パーセントは最低基準として捉え、極力これを上回る割合とするよう努めていきます。

審議会等の委員については、公募委員を含めることを原則としますが、審議会等の中には、次に例示するように公募委員を含めることがないものがあります。

※ 法令等により委員の資格が限られ、又は委員に対して特に専門的な技能等を要求されているもの

例：建築審査会、開発審査会

※ 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱うもの

例：介護認定審査会、心身障害児就学指導委員会

地方自治法（抜粋）

第138条の4 略

② 略

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

※ 地方自治法には項番号の表記がないものもあるため、便宜上丸数字で項番号を付しています。

・第2項について

市長等は、審議会等の委員の選任に当たっては、各界各層、幅広い年齢層の中から適切な人材を選ぶこと、公募委員を含めること、特定の者が多数の審議会等の委員を兼ねないこと、特定の者が長期にわたって同一の審議会等の委員とならないこと等に留意しなければなりません。

また、市長等は、審議会等の委員が市長等の指名又は公募のいずれの場合であっても、その選任理由等を明確に説明できなければなりません。選任理由等の例としては、学識経験者であれば委員となる人の専門分野を決定した理由、団体等の推薦であればその団体を選考した理由、公募委員であれば選考方法といった事項が考えられます。特に、公募委員に係る選考の方法や基準については、事前に公表することが求められます。

・第3項について

審議会等の会議は原則として公開します。ただし、個人情報など、厚木市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当する事項を審議する場合、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合などは、例外的に公開しないことができます。

・第4項について

審議会等は、個々の条例等において、必要に応じて、関係者の会議への出席を求め、意見や説明を聴くことができる旨を規定しています。本項は、これまで関係者に限られていた部分に市民参加の機会を拡大しようとするものです。

審議内容が市民生活や事業活動に直接かつ重大な影響を与えるものである場合など、審議に当たり広く市民の意見を聴く必要がある場合には、利害関係者など関係者から意見を聴取するほか、パブリックコメント、公聴会（説明会、意見交換会）、アンケートなどの方法の中から、審議内容や審議日程に応じて、最も効果的に市民から意見を聴くことができる方法を選択して、市民の意見を審議に反映させていくことが考えられます。

(コミュニティ団体に対する市民等の責務)

第32条 市民、議会及び市長等は、コミュニティ団体がまちづくりに果たしている役割の重要性を認識するとともに、その自主性及び自立性を尊重しなければならない。

【解説】

自治会を始め、様々なコミュニティ団体は、地域や特定の課題解決に取り組み、まちづくりに欠かせない存在であり、今後、その役割はますます重要なものとなってきますので、市民、議会及び市長等がこうしたコミュニティ団体が果たす役割を深く認識し、その自主性及び自立性を尊重すべきことを定めています。

コミュニティ団体については、第3条第6号で「構成員が地縁又は共通の公共的な関心事によってつながりを持ち、互いに助け合い、及び共通の目的を達成するために活動する団体」と定義しています。

厚木市では、地域の課題に対しては、自治会を始めとした地域で活動するコミュニティ団体が活発な取組を続けてきました。また、少子・高齢化等社会の変化に伴う地域を越えた様々な課題解決のため、NPO法人等の市民活動団体が重要な役割を担ってきました。

今後も、複雑多様化する課題に取り組むためには、コミュニティ団体が担う役割はますます大きなものとなっていくことが考えられます。

今後、協働による自治を推進していく上で、自治の担い手である市民、議会及び市長等とコミュニティ団体とは、対等の立場でそれぞれの特性をいかしながら協力していくことが重要です。そのためには、市民、議会及び市長等は、コミュニティ団体による自主的かつ主体的な活動を尊重すべきであり、こうした活動を干渉してはなりません。

また、協働のパートナーとなるためにも、コミュニティ団体の自主性及び自立性を尊重しなければなりません。

(コミュニティ団体との協働)

第33条 市長等は、まちづくりの課題の解決に向けて、コミュニティ団体と協働を進める仕組みを整備するものとする。

2 市長等は、必要に応じて、コミュニティ団体の活動を支援するものとする。

【解説】

まちづくりの課題解決に向け、コミュニティ団体との協働を進めるための仕組みを整備することを定めています。

・第1項について

協働については、協働していくもの同士の間で責任が明確にされることが求められます。そうした意味からも、市長等が市民（個人）と協働するということは、個人にかかる負担の面から考慮し、想定しにくいものです。

協働は、市民同士（コミュニティ団体同士）の協働等その形態は様々なものが想定されますが、この自治基本条例では、市長等が協働を進める上で基本となる形として、コミュニティ団体との協働に関して定めています。

市長等は、市域全体に影響する様々なまちづくりの課題の解決に向けて、コミュニティ団体と協働で取り組んでいくために必要な仕組みを整備します。仕組みとしては、現在整備されているものも含めて、市民活動サポート室のような活動の場の提供、市民協働事業提案制度や市民活動推進補助金のような財政的支援、市の広報・インターネットなどによる情報提供、市民活動団体間のネットワーク化を促進し、情報の交換と交流を図ること、市民活動希望者の発掘・育成及び指導者の人材育成支援などが考えられます。

・第2項について

市長等は、コミュニティ団体が協働のパートナーとして自立して、主体的な活動が行えるよう支援していくことも必要です。活動の支援の内容としては、活動拠点の提供、情報や機材の提供、研修・人材育成、補助金等、事業の委託、活動のPR、基金の設置などが考えられます。

しかしながら、支援を行うことにより、コミュニティ団体の自主性及び自立性を損なうおそれもあります。支援の実施に当たっては、コミュニティ団体が必ずしも支援を必要とするものではないこと、活動の公益性の度合いなどを考慮する必要があります。

○ 厚木市市民協働推進条例の運用

自治基本条例に定める基本理念の一つである「協働による自治」を推進するため、「厚木市市民協働推進条例」を制定し、平成24年10月11日から施行しました。

厚木市市民協働推進条例は、市民協働によるまちづくりの推進に資することを目的として、自治基本条例の趣旨にのっとり、市民協働に関する基本的な事項を定めたもので、「市民協働」を市民と市が不特定かつ多数のもの利益の増進を図るため、相互に補完し、協力することと定義しています。この条例により、市民協働に関するルールや仕組みを明確にし、共有することで、協働による自治の実現を目指します。厚木市市民協働推進条例の詳細な解釈及び運用については、厚木市市民協働推進条例逐条解説を御参照ください。

(地区市民自治推進組織)

第34条 市民は、市民自治を推進するため、一定のまとまりのある地区において活動する様々なコミュニティ団体で構成する当該地区の課題に総合的に取り組む組織（以下「地区市民自治推進組織」という。）を設置することができる。

2 地区市民自治推進組織は、市民に開かれた組織とするとともに、市長等と連携して活動を進めるものとする。

3 市長等は、必要に応じて、地区市民自治推進組織の活動を支援するものとする。

【解説】

市民自治を推進するため、市民は、一定のまとまりのある地区において、地区の課題について協議し総合的に取り組むため、自治会を始めとした地区内で活動する様々なコミュニティ団体が参加する地区市民自治推進組織を設置することができることを定めています。

・第1項について

第5条第1号で「市民自治の原則」を掲げ、同号ウで「地域の身近な課題は、地域で取り組むこと」と規定しているように、地区が抱える様々な課題に総合的に取り組んでいくためには、その地区内を活動拠点とする自治会を始めとするコミュニティ団体が有する知識や経験、そしてそれらに裏付けられた実行力が必要です。そうした力を一つにまとめ、当該地区における市民自治推進の中核を担ってもらうための組織が「地区市民自治推進組織」です。この組織は、地区において、様々な課題が散在する中で、それらに総合的に取り組もうとする上で、設置することができるものであり、設置を義務付けているものではありません。

厚木市では、市内に15ある地区市民センターの管轄区域ごとに、当該地区で活動する様々なコミュニティ団体の代表者で組織する「地区地域づくり推進委員会」が設置されており、地区市民自治推進組織に関する推進方針（平成28年3月策定）において、当該委員会を地区市民自治推進組織に位置付けることができるとしています。

・第2項について

地区市民自治推進組織は、地区における市民自治推進の中核となる組織であり、その組織、運営、活動等の内容は、市民に開かれたものでなければなりません。地区市民自治推進組織を構成するコミュニティ団体に所属していない地区の市民であっても、公募等により、地区市民自治推進組織の構成員として、地区における課題の解決に積極的に取り組むことができるようにすることも考えられます。

また、地区の課題の解決に向けて取り組んでいくためには、役割分担について相談するなど、市長等との連携が必要です。

・第3項について

市長等は、地区市民自治推進組織が地区の課題解決に向けた取組をする上で、その活動内容に応じて、支援の必要性を判断していきます。支援の内容としては、助言、補助金等のほか、地区市民自治推進組織の在り方によっては人的支援も考えられます。

○地区市民自治推進組織に関する推進方針（抜粋）

1 意義

地域では、自治会を始めとして、民生・児童委員等の福祉団体、青少年健全育成会等の青少年育成団体、体育振興会等の社会教育団体、さらに、目的ごとに活動するNPOや学習グループ・サークルなど、様々な組織・団体やグループが活動を行っています。

地域における様々な課題等について、地域が主体となって、適切な解決を図るためには、個別的な団体活動と合わせて、地域の各団体・組織が相互に情報を共有し、合意形成を図り、連携・協力しながら活動を展開していくことが重要です。

地域が一体となることで、災害の発生など、いざというときには、大きな力を生むことも期待されます。

市民自治推進組織は、地域の特性や状況に応じてコミュニティ活動を更に活性化させ、より効果的に展開するための地域組織を目指すものです。

2 地域の方向性（行政主導から地域主導への転換）

行政主導による画一的な地域活動の展開ではなく、地域に必要な活動を地域に住み、地域を熟知した市民が、自ら考え解決に向け、行政との役割分担の下、自ら決定、行動していくよう転換を図ります。

また、地域からの提案により実施される活動に要する経費について、支援する仕組みを構築します。

3 地区地域づくり推進委員会

(1) 名称

本市の市民自治推進組織の名称は、地区地域づくり推進委員会とします。

(2) 地区の定義

現在、地域住民は様々な活動拠点として、公民館及び公民館に併設された15地区の市民センターを利用していることから、地域において活動を展開する上で一定の区域として認識されている現行の15地区をもって、地区の区域とします。

(3) 事務局

地区地域づくり推進委員会は、市民活動の拠点である地区市民センターと連携し活動していくことから、地区市民センターに配属されている職員が積極的に支援するものとします。また、市民の自主性、主体性を尊重するという市民自治の趣旨に基づき、将来的には、必要な財政的支援を前提に、地区地域づくり推進委員会で担うことも検討してまいります。

【用語の説明】

①一定のまとまりのある地区

現在の地区市民センターの管轄区域（現在の地区自治会連絡協議会ごとの区域）とします。

②様々なコミュニティ団体

地区内を主な活動拠点とするコミュニティ団体としては、地区地域福祉推進委員会、公民館運営委員会、自治会、自治会の集合体としての地区自治会連絡協議会、地区体育振興会、地区文化振興会、地区民生委員・児童委員協議会、地区青少年健全育成会連絡協議会、地区交通安全母の会、交通指導員地区支部のほか、様々なテーマに取り組むNPO法人等の市民活動団体などが挙げられます。

(市民の課題解決に対する意識の高揚等)

第35条 市民は、市民相互の交流を深め、地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組む意識を高めるよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の規定の趣旨を達成するため、必要に応じて、次に掲げる事項に係る市民活動等を支援するものとする。

(1) 市民のまちづくりへの参加及び協働に対する意識の醸成

(2) まちづくりに取り組む人材の育成

【解説】

市民のまちづくりへの参加、協働に対する意識の醸成及びまちづくりに取り組む市民の人材育成に対する支援について定めています。

・第1項について

市民自治を推進していくためには、市民が自治の主体としての自覚の下、市民間での交流を深め、情報交換することにより、地域の課題を共有することが必要になります。

こうして共有した地域における課題に対してその解決に向けて、主体的に取り組んでいくことこそが市民自治における市民の責務でもあります。身近な課題には自ら取り組む意識を高めることが求められます。

・第2項について

市長等は、市民のまちづくりへの参加や協働に対する意識を醸成する取組及びまちづくりに取り組む人材の育成に係る市民の活動に対して支援します。

支援の内容としては、研修会の開催、講師の派遣、市民が取り組む活動への補助金の交付などが考えられます。

(住民投票)

第36条 市長は、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができる。

2 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【解説】

市長は、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができることを定めています。

住民投票制度は、地方自治の本旨である住民自治の充実という観点から、間接民主制を補完する市民参加の重要な制度として、この自治基本条例に位置付けるものです。

・第1項について

住民投票を実施するために必要な事項を条例で定め、その条例に基づき住民投票を行うこととなります。

平成24年12月、この規定に基づき、厚木市住民投票条例を制定しました。厚木市住民投票条例では、住民投票は、市民（選挙人名簿に登録されている市民を請求資格者と定めています。）若しくは議会による請求又は市長の提案により実施されることとし、住民投票に付することができる事項、投票資格者、請求のための要件、住民投票の形式など、住民投票の実施に必要な基本的な事項を定めています。

厚木市住民投票条例は、住民投票に付することができる事項や住民投票の実施の請求等の要件を定めており、要件を満たした請求等があれば、住民投票を実施することになることから、いわゆる「常設型」住民投票条例に分類されます。厚木市住民投票条例の詳細な解釈及び運用については、厚木市住民投票条例逐条解説を御参照ください。

・第2項について

住民投票の結果は議会や市長を拘束するものではありませんが、十分に尊重しなければなりません。また、市民もこの結果を尊重し、市長や議会の決定を見守る必要があります。

厚木市住民投票条例には、改めて結果を尊重する旨の規定を設けていません。厚木市住民投票条例に基づき住民投票が実施された場合、市民、議会及び市長等は、この規定に基づき、その結果を尊重しなければなりません。

【用語の説明】

①厚木市内に住所を有する者

この自治基本条例で定義した「市民」との違いを明確にするため、「厚木市内に住所を有する者」と表現しました。これは、投票資格については、別に定める条例で規定することとなりますが、投票資格については、住民登録などを基に投票資格者を確認せざるを得ないことから、「市民」とは表記していません。

第9章 広域連携及び交流

- 第37条 議会及び市長等は、まちづくりの課題を解決し、市民生活の向上を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。
- 2 市民、議会及び市長等は、厚木市の魅力、特性等に関する情報を発信することにより、市外の人々との交流を深めるとともに、市外の人々の意見をまちづくりにいかすよう努めるものとする。
- 3 市民、議会及び市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、海外の都市等との連携及び交流に努めるものとする。
- 4 市長等は、連携及び交流に当たっては、その目的及び内容を公表するとともに、市民の参加を得て進めるものとする。
- 5 市長等は、市民が主体となり、市外の人々との交流を行うときは、必要に応じて、その活動を支援するものとする。

【解説】

国及び他の地方公共団体、市外の人々、海外の都市等との連携や交流の在り方などについて定めています。

・第1項について

いわゆる「広域行政」への取組について定めています。

議会及び市長等は、様々なまちづくりの課題を解決することにより、市民生活の一層の向上を目指します。

しかしながら、課題によっては、厚木市単独では解決が困難な場合もあり、そうした課題には、国、県そして近隣の市町村と協力して取り組むことが必要であり、そのための連携に努めなければなりません。

《広域行政の例》

○地方自治法に基づくもの

例	根拠条文、厚木市での実例
協議会	地方自治法第252条の2
機関等の共同設置	地方自治法第252条の7
事務の委託	地方自治法第252条の14 住民票の写しの相互交付（厚木市、愛川町及び清川村）
一部事務組合	地方自治法第284条 厚木愛甲環境施設組合（平成16年4月設置。厚木市、愛川町及び清川村）
広域連合	地方自治法第284条 神奈川県後期高齢者医療広域連合（平成19年4月。県内33市町村）
全部事務組合	地方自治法第284条 ※全部事務組合は昭和32年以降、役場事務組合は昭和35年以降、全国的に存在していません。
役場事務組合	
地方開発事業団	地方自治法第298条

○任意による連携の例

県央相模川サミット	神奈川県、相模原市、厚木市、海老名市、座間市、愛川町及び清川村で構成し、河川の保全活用、災害対策、産業活性化、環境対策、救急医療体制の整備といった共通の課題解決に向けて相互に連携・協議しています。
広域医療事業	厚木市、愛川町及び清川村で協定を締結し、休日・夜間急患診療、病院群輪番制、休日歯科診療、障害者歯科診療等の広域医療事業を実施しています。
公共施設の相互利用	厚木市、愛川町及び清川村の住民の交流の促進及び利便性の向上を図るため、それぞれの自治体が設置する公共施設の相互利用を実施しています。
公共図書館の広域利用	県央地区の厚木市、相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村が広域利用協定を締結し、県央地区の住民による当該地区内全ての図書館の広域利用を実施しています。

ここに挙げた例のほかにも、様々な面で自治体間の連携は行われています。

・第2項について

まちづくりへの市民の参加と協働を進めていく上で、多様な人々のまちづくりへの参加が必要となることから、この自治基本条例では、厚木市に関わりのある人を市民としています。同様に、観光などで厚木市を訪れる人々など、市外の人々との交流を深め、そうした人々の視点でとらえた厚木市に関する意見や感想を、まちづくりにいかすことで、より良いまちづくりを進めることができます。

鮎まつりを始めとする様々なイベント、山、河川、温泉などの自然、ハイキング、味覚狩りなどの体験、あつぎOECフード^{*1}やB級グルメなど、厚木市は多くの魅力にあふれています。こうした魅力ある情報を発信することにより、市外の人々に厚木市を訪れていただき、厚木市のファンとなっていただき、そうした人々の意見をまちづくりにいかすことで、より多くの人々から愛されるまちをつくっていかそうとするものです。

市外の人々の意見は、アンケートの実施等により積極的に求めていきます。また、厚木市を訪れた人から寄せられた苦情等についても真摯に受け止め、まちづくりにいかします

^{*1} あつぎOECフードとは、厚木市が進めるシティセールス事業の一つである「あつぎ食ブランド」の愛称です。厚木市には、様々なコンテストなどで入賞した優れた食品や古くから市民に愛され続ける食品が数多くあります。こうした魅力ある食を「あつぎ食ブランド」として認定し、市内外に広くアピールしています。

・第3項について

これからの個性あるまちづくりには、時には海外にも目を向け、外国の人々や様々な文化とふれあい、彼らのまちづくりの考え方や文化の違いを受け入れることができることも必要となります。また、環境問題など地球規模での課題には、海外の都市等との連携・協力を図ることも考えられます。

・第4項について

市長等は、国、他の自治体、海外の都市等のほか市外の人々と連携し、又は交流しようとするときはその目的、内容等を、連携及び交流に係る事業を行ったときはその成果を市民に対して分かりやすく公表することが求められます。

また、公表された内容について、市民が意見を述べる機会を設けるなど、市民も参加した連携及び交流とすることが必要となります。

・第5項について

市長等は、たとえば友好都市間における市民同士の交流が行われる場合には、必要に応じて、情報提供、財政的な援助等の支援を行います。

《参考》

厚木市の友好都市、姉妹都市	
海外友好都市	ニューブリテン市 (アメリカ)、揚 <small>よう</small> 州市 (中国)、軍浦 <small>くんぽ</small> 市 (韓国)
国内友好都市	横手市 (秋田県)、網走市 (北海道)、糸満市 (沖縄県)
防災姉妹都市	狭山市 (埼玉県)

第10章 自治基本条例推進委員会

- 第38条 市長は、この自治基本条例の運用状況の点検を行うため、市民等で構成する厚木市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 市長は、毎年度、この自治基本条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
 - 3 委員会は、この自治基本条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
 - 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この自治基本条例の実効性を担保するため、この自治基本条例の運用状況の点検を行う「厚木市自治基本条例推進委員会」の設置について定めています。

なお、同委員会の組織及び運営について必要な事項は「厚木市自治基本条例推進委員会規則」で定めます。

・第1項について

自治基本条例は、厚木市の自治を進めるための基本的なルールを定めたものです。よって、市長等が行う行政運営は、この自治基本条例の趣旨にのっとり行われなければなりません。そのためには、自治の基本原則や様々な市民の市政への参加、協働といったこの自治基本条例に規定されている規定の趣旨を十分に反映させて行政運営が行われているかどうかを点検する必要があります。この点検を行うために、学識経験者、コミュニティ団体及び事業者の関係者、公募市民により構成する厚木市自治基本条例推進委員会を附属機関として設置いたします。

・第2項及び第3項について

市長は、毎年度、市政への市民の参加や協働の取組など、この自治基本条例の運用状況について厚木市自治基本条例推進委員会に報告します。この場合、市長は、諮問という形式でこの自治基本条例の運用状況の点検について依頼をすることになります。（第2項）

厚木市自治基本条例推進委員会は、市長の諮問に対して、この自治基本条例の運用状況の点検結果を市長に答申しますが、その際に、市長に対して意見を述べることができます。（第3項）

・第4項について

厚木市自治基本条例推進委員会の組織や会議の運営に関する事項は、この自治基本条例では定めず、規則に委任することとしています。

第11章 自治基本条例の見直し

第39条 市長は、委員会の意見を踏まえ、この自治基本条例の運用状況を評価し、4年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行うものとする。

2 市長は、この自治基本条例の見直しを行うときは、市民の参加を得て行わなければならない。

【解説】

この自治基本条例が常にその時代にふさわしいものであるために、規定内容や運用などについて見直しを行うこととその手続について定めています。

自治基本条例は、市の最も尊重すべき条例であり、そう易々と見直しや改正をすべきではないのではないかと、という考え方もあるかもしれません。しかし、厚木市で最も尊重すべき条例であり、かつ、この自治基本条例の趣旨にのっとり自治を推進していくことが求められている以上、内容が時代遅れのものとなっていたのでは困ります。そのため、市長には、常に、厚木市を取り巻く社会情勢をとらえ、市民ニーズを確実に把握することにより、この自治基本条例をその時代にふさわしいものとしておく努力が求められます。

・第1項について

市長は、厚木市自治基本条例推進委員会からの意見を踏まえて、この自治基本条例の運用状況の点検結果を評価した上で、この自治基本条例の見直しが必要か否かについて判断します。市長は、評価の結果、見直し不要という判断をすることができますが、4年を超えない期間ごとに必ず見直しをしなければなりません。ここに規定する「見直し」イコール「自治基本条例の改正」ということではありません。その時々々の社会状況にふさわしい自治基本条例とするため、また、本市の自治の確立を目指すため、より充実した内容とするなどの視点により、見直しを行うものです。また、「4年を超えない期間」については、市長や議員の任期に合わせ、任期中に1回は見直しが行われることを担保するため、このように規定しています。

・第2項について

市長は、見直し作業を行うに当たり、十分な市民参加を得て、見直し作業を進めます。もっとも、自治基本条例の見直しについては、条例改正の要否についてをテーマとした見直し作業から、改正をすべきと判断した場合に実施する改正手続までを一つの流れで考える必要があることから、市民参加の手法については、どのような見直しの内容になるのかに応じて検討する必要があります。

第12章 自治基本条例の改正

第40条 市長は、この自治基本条例を改正しようとするときは、この自治基本条例の目的、位置付け等を踏まえ、この自治基本条例の制定に際して行った市民の参加その他の方法により行わなければならない。

【解説】

この自治基本条例も改正するときには、他の条例と同様に、第29条に規定する市民意見等聴取手続（パブリックコメント）など様々な市民参加を得なければなりません。ただし、この自治基本条例は、厚木市の自治の確立を目指し、自治の基本的な考え方やルールを定める条例であり、かつ、厚木市において最も尊重すべき条例として位置付けられることから、他の条例等の改正よりも、市民の参加の度合いを高める必要があることから、この規定を設けています。

この自治基本条例の制定に際して行った市民の参加の内容としては、全員が公募に応じて参加した厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議による検討、同市民会議が主催した市民との意見交換会、パブリックコメント（第29条の市民意見等提出手続）、フォーラムなどです。

その他の市民の参加の手法としては、ワークショップ、公聴会（説明会、意見交換会）、アンケートなどが考えられます。改正する内容に応じて、これらのうちの一つ、あるいは複数を組み合わせて実施するなど、よりふさわしい手法により、市民参加の機会を設けることが重要です。

附 則

この自治基本条例は、公布の日から施行する。

【解説】

この自治基本条例の効力が発動する日を規定しています。

この自治基本条例は、平成22年12月24日に公布・施行されました。

条例は、市長が議会に提案し、議決を受けなければ制定、改正及び廃止することはできませんが、議会の議決を得て制定されたことをもって、その効力が発動されるわけではなく、地方自治法第16条第2項に規定する「公布」の手続を経なければなりません。厚木市の場合、同条の規定に基づき厚木市公告式条例が制定されており、同条例第2条第2項の規定により、条例の公布は、市役所の掲示場に掲示して行うこととなっています。

公布された条例は、特に施行期日の定めがなければ、地方自治法第16条第3項の規定に基づき公布の日から起算して10日を経過した日から施行される（効力が発動される）こととなります。法律の場合も法の適用に関する通則法第2条の規定に基づき、法律の施行期日について定めていない場合は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行されるわけですが、現在の法律では施行期日を定めていない例がなく、条例もそれに倣って附則で施行期日を必ず定めています。

なお、条例の内容の周知期間として、公布の日から施行日まで一定の期間を設けることがあります。たとえば、その条例の内容が市民の権利を制限したり、若しくは市民に義務を課すようなものである場合又は罰則等の規定が盛り込まれている場合は、周知期間を置くことがあります。この自治基本条例の場合は、そうした内容ではなく、自治を進めていくためのルールを規定しているものであり、既に制定作業に着手してから2年以上の期間を経過してきているので、制定後、更に間をおくべきではないとの判断から、施行日を公布の日としました。

厚木市自治基本条例逐条解説

平成23年3月 発行
平成25年3月 改定
平成27年3月 改定
平成28年3月 改定
平成31年3月 改定

編集 厚木市協働安全部市民協働推進課
発行 厚木市
神奈川県厚木市中町三丁目17番17号
〒243-8511 電話 (046) 223-1511 (代表)
